

建設水道委員会記録

○開催日時

平成25年3月14日 午前10時～午後3時43分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長 福田 俊一郎
副委員長 小田原 勇次郎
委員 上野 一 誠

委員 橋口 博文
委員 大田 黒博
委員 持原 秀行

○その他の議員

議員 成川 幸太郎

○説明のための出席者

建設部長 石澤 一 美
建設維持課長 泊 正 人
建設整備課長 四元 新一
建設政策課長代理 徳重 勝 美

水道管理課長 元石 功 一
上水道課長 福山 清 和
課長代理 前田 和 博
下水道課長 須田 徳 二

水道局長 岩下 満 志

○事務局職員

事務局長 田上 正 洋
議事グループ長 瀬戸口 健 一

議事グループ員 小島 早智子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 5 7 号 薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について 議案第 6 0 号 平成 2 5 年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算 議案第 6 1 号 平成 2 5 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算 議案第 7 4 号 平成 2 5 年度薩摩川内市水道事業会計予算 議案第 7 5 号 平成 2 5 年度薩摩川内市工業用水道事業会計予算 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	水道管理課 上水道課
議案第 5 8 号 薩摩川内市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について 議案第 6 2 号 平成 2 5 年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算 議案第 6 3 号 平成 2 5 年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算 議案第 6 4 号 平成 2 5 年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計予算 議案第 6 5 号 平成 2 5 年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	下水道課
議案第 5 9 号 平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建設政策課
議案第 5 1 号 市道路線の認定について 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建設維持課
議案第 4 8 号 薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 4 9 号 薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 5 0 号 鹿児島本線川内駅構内 3 5 0 k m 3 2 0 m 付近の立体交差工事委託に関する基本協定の変更について 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建設整備課

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

なお、2日にわたる審査となりますが、本日の審査は、建設整備課まで行いたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんけれども、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△水道管理課・上水道課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、水道管理課・上水道課の審査に入ります。

△水道局長の概要説明

○委員長（福田俊一郎）まず、水道局の審査に先立ち、局長に概要説明を求めます。

○水道局長（岩下満志）おはようございます。改めまして、よろしくお願いいたします。

それでは、上水道課・下水道課分の条例制定につきまして、概要を先に説明させていただきたいと思います。

まず、上水道課分でございますけれども、議案第57号の薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準等に関する条例の制定について、条例制定につきましては、本会議の提案理由でも御説明いたしました。自治体の自主性・自立性をより充実させることを目的とします国の地方分権一括法の公布により、国の政省令に準じ、市で新規に条例を定めることとなったもので、今回、政令を参酌してということで、大部分を国の政令に準じて、今回、制定しようとするものでございます。

次に、下水道課の条例制定議案でございます。

議案第58号でございますけれども、薩摩川内市公共下水道等の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてでございますけれども、これ

につきましても、さきの議案第57号の条例制定と同様に、国が定めておりました政令を参酌して、新たに市の条例として定めなさいという地方分権一括法の公布のもとで、今回、新たに定めようとするものでございます。

参酌して定めなさいということでありまして、国が定めておりました政省令等をそのまま、大半、条例として定めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

△議案第57号 薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第57号薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○上水道課長（福山清和）おはようございます。上水道課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第57号薩摩川内市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について御説明申し上げますので、議会資料の1ページをお開きください。条例の議会資料のほうです。薄い3枚つづりになっております。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の公布による水道法の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、水道法で規定されていた基準の一部について条例で新たに定める必要があるため、提案したものであります。

これは、水道事業者が地方公共団体である場合には、地域の実情に合った基準を条例で定めることにより、それぞれの水道事業者において最適な体制で水道サービスの提供が可能との考えから、おのおの水道事業者が条例で定めることとされたものであります。

水道施設の新設または政令で定める増設もしくは改造の工事については、工事の内容も通常の土木工事とは異なり、水道水の水質に異常を来すお

それがあなど特殊であり、安全・安心なライフラインとして市民生活に与える影響等を考慮し、水道布設工事監督者による監督義務が課せられているためであります。

また、水道技術管理者の資格は、政令で定める資格を有する者でなければならないと規定されていましたが、水道事業者が地方公共団体である場合には、政令で定める資格を参酌して条例で定める資格を有する者に改正されたものであります。

本市では、これまで政令で規定されていた基準を遵守しており、新たに制定する条例において資格基準を緩和する必要がないため、水道法の基準を生かすこととしています。旧大学令及び旧専門学校学校令並びに旧中学校学校令の対象となる職員はいないため、その部分は除外いたしました。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠） 現在の資格基準に値する職員について、現在の実態はどんな状況にあるんですか。

○上水道課長（福山清和） 代理のほうから説明させます。

○上水道課長代理（前田和博） 現在、上水道課の職員は18名おります。そのうち9名が技術管理者の資格を持つものとなります。

また、布設工事監督者におきましては、グループ長以下14名の職員がいますが、6名が資格を有しております。

簡易水道におきましては、資格者は11名となります。

以上です。

○委員長（福田俊一郎） よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（小田原勇次郎） 1点だけ。

この有資格者というのは、当然、有資格者として入ってこられたんじゃないかと、水道局に配置されてから、皆さん方が取得されるというか、資格であるということで認識してよろしいですね。

○上水道課長代理（前田和博） 水道に入ってきた

てから、実務経験年数で資格を有しているものでございます。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△水道局長の概要説明

○委員長（福田俊一郎） 次に、当初予算の審査に入ります。

まず、水道局長に概要説明を求めます。

○水道局長（岩下満志） それでは、水道管理課・上水道課分につきまして、予算概要、内容等について総括説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、説明申し上げます。

別冊の薄い黄色の表紙がございますが、平成25年度当初予算概要をお手元に御準備いただきまして、その1ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、御説明申し上げます。

中ほどの表をごらんいただきたいと思います。第2です。

まず、簡易水道事業、温泉給湯事業につきましては、予算総額は記載のとおりでございます。対前年度比較でそれぞれ簡易水道事業につきましては、西方、手打地域の大きな水道事業がほぼ終わったことに伴いまして、マイナス20.4%の減額予算となりました。

温泉給湯事業につきましては、新公衆浴場関連経費の予算が平成25年度は直接生じないことと、区画整理に伴います配湯管の布設がえや所有する施設の維持管理費が主となり、前年度比約7割の

減額予算となっております。

一番下の表、公営企業会計では、水道事業会計と工業用水道事業会計につきまして、3条、予算、収益的収入及び支出、4条、予算の資本的収入及び支出につきまして、記載のとおり予算総額をそれぞれお願い申し上げます。

次に、事業会計ごとに、主な事業施策について御説明を申し上げたいと思います。

恐れ入りますけれども、当初予算概要の127ページをお開きいただきたいと思います。

特別会計のうち簡易水道事業につきましては、最上段の表に掲載いたしておりますけれども、遠方監視施設整備事業でございます。

これにつきましては、平成17年度からの継続事業となっております。

本年度、川内地域（田海町）の丸山浄水場におきまして、1年365日24時間でございますけれども、管内の各地域にあります主要な配水池・水源地等の水道施設について、安心・安全の確保のために1カ所で集中監視を行うことを目的に年次的に整備を行っているものでございます。

本年度は、祁答院の蘭牟田地区の砂石配水池の施設と丸山浄水場を結ぶラインについて整備するものであります。

次に、中ほどの表でございます。

簡易水道の老朽管更新事業は、配水管等を中心に、記載のとおり市内各地域において、漏水多発箇所等を中心に有収率向上対策や事故防止対策のために整備いたします。

次の表も、継続事業でございます。

本市の水道ビジョンに基づきまして、効率的な経営と管理の一体化などを目標に、平成28年度までに複数の簡易水道事業や飲料水供給施設を薩摩川内市水道事業に事業統合することに伴い、資産評価を事業統合前に実施・整備しようとするものでございます。記載のとおり、樋脇地域の施設を実施いたします。

次に、恐れ入りますけれども、申しわけございませんが、予算概要の1ページに、最初に返っていただきまして、温泉給湯事業の内訳でございますけれども、樋脇・入来・祁答院地域の5カ所の市営公衆浴場と、各地域の温泉給湯、分湯施設の管理運営、年次計画のもとで、老朽化した配湯管等の布設がえを計画しております。

申しわけございません。次の予算概要の128ページでございます。

一番上段の表でございますけれども、入来地区の温泉施設整備事業として事業概要を記載しております。

繰り返し申しわけございませんけれども、最初の1ページに返っていただきたいと思います。一番下の表の公営企業会計の概要について御説明をさせていただきますと思います。

水道事業では、収益的収入支出は、前年度比較で1.3%の増額、資本的収入・支出につきましては、東郷地域の配水池、送水・配水管、連絡管などの大きな事業が完了したことなどで27%程度の減額予算編成となりましたが、引き続き各地域の社会基盤整備として、ライフラインの整備に取り組む計画でございます。

地域別の主な建設改良事業の概要につきましては、もう一つ別冊の水色の水道局の当初予算資料のほうで、詳細に個別具体の事業については、課長が説明を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

同じく、予算概要の一番下段の工業用水道事業会計でございますけれども、皆様御承知のとおり、供給先であります富士通の事業譲渡によります事業縮小、撤退の影響で、水需要につきましては、約4割の減少見込みとなります。

年間総給水量は、前年度比較で日量1,500立方メートルから900立方メートルへと水需要が減少いたします。結果といたしまして、年間で21万9,000立方メートルの減少見込みとなります。これに伴い、収益的収入支出のうち、給水収益も約1,380万円程度減少の見込みとなりました。

こうした状況の中で、平成25年度は、4条予算であります投資的経費は考慮せず、水需要減少に対応した維持管理、運営に要する経費を中心に予算措置をいたしました。

課題といたしましては、25年度事業撤退に伴います今後の工業用水道事業のあり方、施設設備の管理・運営等について検討していくことになると考えております。

同じく、予算概要の1ページでございますけれども、第2でございます。各会計別歳入歳出予算額の表をごらんいただきたいと思います。

一般会計予算額の中に、水道管理課・上水道課に関する繰出金として、予算に関する、後ほどごらんいただきたいと思いますが、説明書の89ページ、4款の衛生費以降におきまして、それぞれ関係の予算が措置されております。

これにつきましても、それぞれ各繰出先の事業詳細について、所属する特別会計にて御説明をさせていただきますと思います。

以上で説明を終わりますけれども、予算の個別具体的な事業内容の詳細につきましては、先ほど申し上げたように、各課長から説明させますので、よろしく御審査いただきますようお願いを申し上げます。

△議案第60号 平成25年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案第60号平成25年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） おはようございます。よろしくお願いします。

説明につきましては、歳出について、水道管理課・上水道課それぞれ説明することとし、歳入につきましては、水道管理課で一括で説明したいと考えております。よろしいでしょうか。

○委員長（福田俊一郎） はい、それでよろしいです。

○水道管理課長（元石功一） それでは、議案第60号平成25年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算について、水道管理課分の歳出について御説明をいたします。

予算調書で説明いたしますので、270ページをお開きください。270ページの上の表になります。

1款1項1目一般管理費3億3,152万6,000円のうち水道管理課分は、1,536万5,000円で、市内各地域の簡易水道の業務営業に要する経費及び消費税を計上しております。

次に、下段の表でございます。

3款1項1目元金、事項、長期償還元金は、1億5,319万円を措置しております。

次のページになります。271ページでござい

ます。

2目利子、事項、長期償還利子は、4,490万4,000円を計上しております。

最後に、5款1項1目予備費100万円を計上しております。

歳出の水道管理課分は、以上でございます。

引き続き、上水道課分につきまして、上水道課長が説明をいたします。

○上水道課長（福山清和） 引き続き、上水道課の歳出分について説明いたします。

予算調書の272ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費3億1,616万1,000円であります。

一般管理費の内容について説明いたしますので、予算調書の272ページの上の段をごらんください。

一般管理費は、市内27地区の簡易水道施設の維持管理費等に係る経費で、主なものについて説明いたしますので、右側の経費の主な内容をごらんください。

簡易水道管理人報酬は、川内地区の9施設の嘱託員9名の報酬。

水道業務作業嘱託員報酬は、下甕地域の作業嘱託員の報酬。

光熱水費・修繕料等6,808万8,000円は、市内各地の水源地や浄水場等の電気料及び水道施設の漏水修繕料などが主なものであります。

水質検査手数料等の2,198万6,000円は、水道法に基づく原水・浄水の水質検査に要する経費が主なもの。

簡易水道資産台帳整備業務委託930万円は、水道事業統合計画に基づき、平成28年度に上水道に事業統合することとしている本土地域の簡易水道について、事前に各簡易水道の資産評価を行う必要があるため、実施するもの。

なお、資産評価を23年度から26年度までの4年間で予定をしており、平成25年度は樋脇地域の6簡易水道と1飲料水供給施設の7地区を実施するものであります。

毎日点検項目検査業務委託等3,016万8,000円は、水道水の毎日検査に必要な費用や各施設の電気設備保安管理業務及び電源切れメーターの取りかえに必要な費用であります。

重機借上料は、災害等に対応した重機の借上料

であり、見込み計上しております。

配水管布設替工事等 7, 668万4, 000円は、老朽管の布設替工事や国や県指導の道路改良等に伴う配水管の布設替工事及び水道施設の改修工事を計上しております。

25年度は、老朽化して漏水等の発生している川内地域と祁答院地域で配水管の布設替工事を予定しております。

公用車購入費等は、老朽化して故障・修理の多い公用車を更新するもので、祁答院地区、里地区、下甌地区の水道用に各1台を計画しております。

次に、施設整備費の説明をいたしますので、予算調書の272ページ、下の段をごらんください。

2款1項1目施設整備費は、予算額2, 450万円であります。

説明欄の遠方監視施設整備事業費は、祁答院地区簡易水道、蘭牟田地区の砂石配水池を計上しております。

遠方監視については、水源地等の運転状況や配水池の水位、配水流量等を田海町の丸山浄水場で一括して管理することとしておりますが、簡易水道については、遠方監視の施設整備がされていなかったため、平成17年度から年次的に整備を図ってきております。

25年度の事業内容は、祁答院町砂石配水池と田海町にある丸山浄水場をテレメーター回線で常時つないで、水道施設の運転状況を集中管理することにより、異常事態の早期発見や施設状況の把握によって素早い対応が可能となるため、より安全・安心な水道水を常に安定して供給することができると、計画的に順次整備しているものであります。

上水道課分は以上であります。

引き続き、歳入について水道管理課長が説明いたします。

○水道管理課長（元石功一） それでは、歳入について御説明いたします。

同じく、予算調書の266ページをお開きください。

1款1項1目水道使用料3億375万3, 000円は、市内各地域の給水使用料及び給水負担金を計上しております。

次が268ページになります。

2目水道手数料32万5, 000円は、給水装

置の設計審査手数料、督促手数料等を計上しております。

次が269ページになります。

4款1項1目簡易水道事業補助金2, 082万5, 000円は、祁答院地域の遠方監視施設整備にかかわる電源地域立地対策交付金を計上しております。

6款1項1目一般会計繰入金2億1, 437万5, 000円は、一般会計の繰出基準に基づく建設改良事業経費と起債の償還元利等にかかわる繰入金と、それ以外の財政援助にかかわる繰入金でございます。

7款1項1目繰越金1, 000万円は、前年度繰越金の見込み額を計上しております。

8款2項1目雑入584万1, 000円は、南九州西回り自動車整備にかかわる移転補償費、それから原子力立地給付金等でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（大田 博） この今の概要で質問をしたいと思いますが、127ページ、祁答院地域の17年度から始まっているこの進捗状況と、いつまでの工事であるのかということと、この次の老朽管の更新事業で、この760メートル、この場所と進捗状況等を説明いただけませんか。

○上水道課長（福山清和） 遠方監視について御説明申し上げます。

実績ですが、17年度からやっております、17年度が久見崎寄田簡易水道、18年度が土川・西方・高江の簡易水道、19年度が水引の簡易水道、20年度が湯田の簡易水道、21年度が網津・湯之元の簡易水道、22年度が東郷の鳥丸の簡易水道、23年度が祁答院の黒木・宮脇の水源地関係、24年度が祁答院の牟田の水源地と牟田の配水池、以上、24年度までの実績であります。

それと、遠方監視の場所については、今、全体で111カ所ぐらいを必要と考えておりますけれども、そのうち24年度までに94カ所整備済みですので、整備率としては84.7%、残りが17カ所ございますが、年次的に整備を図ること

としております。

最終的に、年度としましては、27年度までの予定となっております。今後計画するところは、中武と樋脇の鍋原、それから里のほうが27年度で一応最終ということになります。

来年度の計画ですけれども、高江地区の150のダクタイル鋳鉄管で480メートル程度、祁答院がVPの75で760メートル程度を計画しております。

以上です。

○委員（大田黒 博） 祁答院地域は、この各本管は、今、旧管をされているわけですよね、ある程度の大まかな。これから、付随した水道管がありますよね。一番小さいので幾らなんですかね。

実は、近ごろ、非常に漏水が多いということで、地元の水道工事店の方々に確認すると、御存じのとおり、図面が紛失してなくなっているということですが、その一番危惧するのは、それを復元していただけるのか、その作業に入っておられるのか、こういう一つの大きな改革をされる中で何か必要じゃないかなと。

各家庭が、一、二家庭でしたけれども、一つの給湯水の変更をしたいということで、見ていただくと、いわゆる圧が足りなくてできない。どこから配水が来ているのか、それもわからないという状況があるんですね。

その関係で、皆さん方がどう思っておられるのか、図面の具現が必要ではないだろうかと思っておるんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○上水道課長（福山清和） 一応、漏水が多いということで、今、まずその問題からお話したいと思いますが、確かに委員がおっしゃるように、図面がないというのが一番の悩みでございまして、配水池から配管があるんですけれども、配水池から山の中を通っているところも、今、漏水しているところを見つけて、その前後で探していくというような、非常に山の中を通っているというようなところもございます。

それから、今回、漏水調査を、一応、24年度予算で、今、簡易水道の中で、漏水が多いところ、いっぱいあるんですけれども、重点的に漏水調査を、今、入札して実施しておりますので、3月の段階で、そういうところで、どこが一番大きい漏水があるというのがわかった段階で、来年度、そ

ういうところを重点的に整備をしていきたいと。

それによって、無駄な水は捨てることもなく、水压不足とか水量不足の影響が多分出ているところもあると思いますので、そういうところが少しは改善していくのではないかと考えております。

それと、どうしても高さに配水池とその居住されているところの位置が、どうしても高さがとれなくて、水压がもともととれないところに引いてあるところ、そういうところが、皆さんがどんどん使うようになって、引かれて出なくなっていくというのは考えられますので、大きな団地とか、そういうものであれば、配管の口径を大きくすれば、可能であればそういう方法もあると思うんですが、例えば祁答院地区については、牛小屋に水を利用されている方等もございまして、そういうところについて必要な量が出てこないというのであれば、基本的に受水槽をほかのところでもしていただいているんですが、受水槽をつくっていただいて、その受水槽から家のホームポンプみたいなので出していただくと、そういう形でお願いしています。

24年度も、補助事業で、牛舎に水を引きたいということで、畜産のほうから相談があったんですが、容量的にもともとが厳しいところでしたので、そこについては、受水槽をつけて、牛が飲みたいときに飲めるような量を確保して、してくださいということで、畜産とも協議をしたところで

というのは、昨年、私も祁答院地区だけではないんですが、断水が発生して、牛がおなかの中にガスが発生して、とてもじゃないけれども、牛に水を飲ませなならんというような、そういう状況がありまして、もともと水道事業自体は、人のための事業でやっているんですが、それを利用していただくということでいいんですけれども、給水車で牛に水を持っていくということ自体が、漏水があったときに、そういうのをやっていけるというのから考えたらちょっとどうかなという難しい問題がありますので、そういう形でそういう方にはお願いするという形に考えております。

今、いろいろ調べてみたんですが、確かに宅内の給水管にしても本管にしても図面がないということで、非常に難儀しておりますけれども、道路改良とか、いろんなところで改善できるもの、

それから県道改良等でしているもののほかについては、新しく布設がえすることで整備の図面はできていくんですが、旧来のどこに入っているか、多分、この辺だろうというのは、今、担当のほうでも、現場のほうを見ながら、随時、わかったところだけ整理して、最終的には線を面的につないで台帳整備をしていきたいとは思っております。

なかなか、過去の経験者の方なんか聞いても、もうろ覚えでよくわからないというのが現実でございます。

ただ、整備をしないと財産管理できませんので、これについては、順次整理していきたいと思っております。

○委員（大田黒 博） こうして年次ごとに整備をしていただくのはありがたいんですけども、やはり高齢者の方々が、そんな水道は使っていないのに、2カ月に1回のメーター検針の際に上がっていますよというのが、逆にその方々から、どこか使っていませんかという形で、頼んでみると、漏水していたというのが何件かあるんですよ。

そうしたところは、しっかりと図面はできてくるんでしょうけれども、そういうところに問い合わせがあったときに、もう何も答えようもないわけですよ。ひとつ、どうなっていますから、どうですよというのが。だから、そういう対応をしてくださいということだけですので、図面がなくなった経緯は、私もよくわかりませんけれども、やはりそこを、今、課長が言われる復元に、基本的なこういうものをされるときに、随時していただくことしか復元できないのかなと思っておりますし、またそういう説明もししっかりと必要なかなと思っておりますので、ぜひその対応を頭に置きながらお願いをしておきます。

以上です。

○上水道課長（福山清和） 資産台帳の整備を、来年度、祁答院をすることになっておりますので、統合の関係もあるんですが、その段階で、できるだけ管を調べないと財産台帳の整備ができませんので、重点的に来年度はやれると思っております。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。

○委員（持原秀行） ちょっと今に関連して、後でお尋ねしようかと思ったんですけども、その給水管とか、旧1市4町4村、ここの網図、これらの整備はきちっと書類自体が残っていないかつ

たんですか。引き継ぎとか、そういうのがなかったということですか。

それとも、もうもともとそういう町内とか配管の網図とか、そういう相対的なものも整備されなくて、そのまま合併しちゃったということなんですかね。いかがなんですかね。

○上水道課長（福山清和） 市町村によって、あるところとないところがありまして、祁答院だけが引き継ぎの段階でもうなかったというような話を聞いております。

○委員（持原秀行） ほかのところ、例えば樋脇とか東郷、入来、聞くところによると、しょっちゅう今、入来地区でも、区画整理事業をしているところとかで、しょっちゅう漏水とかをして、長時間使えないのが発生しているということを聞くんですが、それが横行することによって、やっぱり何年度にはどういったようなものを入れてやるというのがきちんとして記録として残っていれば、順次、やっぱり整備していかないと、迷惑をこうむるのは、日常生活する市民なわけですので、そこあたりの見きわめ方とか、そっちの道路の中に入っているという配管とか、今はきちっと例えば家を建てられるといったときに、きちっとこの水道のメーターとか、どこにするんですよという規定とか、あるんですよ。

私は樋脇とかを見ていけば、畑の中にあったり、とんでもないところに散在しているのを見つけるもんですから、ちょっと気になっているんですが、今、それらは、この合併してから統一的なものになっているんですかね。そこをちょっと教えてください。

○上水道課長（福山清和） 今、持原委員がおっしゃいましたけれども、旧川内市では、玄関前とか、入り口とかという形で、検針員さんがしやすいところ、見つけやすいところ、清潔で不潔じゃないところ、犬がおって物を置いてとか、検針員さんができないようなところは避けるようになっておりますけれども、確かに畑の近くであって、家とは関係ないような、何でもここにあるのというのがありましたり、それから境界を越えて隣の家のところにメーター器があったりとかするところがあります。

それで、漏水とか、止水バルブのメーター前のバルブの取りかえのときに、メーターまではち

らです。ですので、地権者と相談しまして、場所を民地のほうのその人のところに移してするか、そういう工事はした経緯がございます。

あと、どうしても宅内の工事の図面とか、そういう管路の工事を発注して、それが完成すると、出来高で全部整理していくんですけれども、それがされていないというのがありまして、なかなか私なんかも頭が痛いんですけれども、そういうわけにはいきませんので、漏水がない限りは、そこに入っているというのが実際わからない場合も多いんですよ。

ただ、そういうことで、うちとしては管理上、特に本管が民地に入っているというのが結構ありますので、そういうものがわかるものについては、公道部に許可をとって移していくという形をしないとけないとは思っております。

○委員（持原秀行） やはりそういう苦労とか、それはもう十分わかります。ですから、やっぱりきちっと法に基づいたところに入れていくということを少しずつでも今後もやっていただきたいと思います。

○委員長（福田俊一郎） 意見であります。

○委員（上野一誠） ちょっと歳入のところでお尋ねをします。

今回、ことしもこうして督促手数料をそれぞれ各地域で出していって、見込みを、滞納分180万円を予算化してありますけれども、この中身は、結構同じ人もかぶるのかなと思うんですが、現状を教えてください。

この滞納繰越分の事業収入は、これが25年度内に見込む額なのか、ほかにもあるのか、ちょっとそこを教えてください。

○水道管理課長（元石功一） 滞納繰越分の予算を180万円予算措置したところです。

毎年滞納が出まして、その分を翌年度に繰り越しをしながら徴収努力をしているところです。

年度初めに約700万円ぐらい簡易水道は出ると思いますが、それについて、1年間、そういった滞納について、今、職員、それから嘱託員、それぞれ戸別訪問しながら徴収をしているところでございます。

180万円予算計上しておりますが、約その倍ぐらいは徴収を毎年している状況でございます。

簡易水道につきましては、甕地域につきまして

は、ほとんど収入未済はございませんが、本土地域になりますと、祁答院地域が全て簡易水道でございます。戸数も多いということで、祁答院地域、それから川内地域が主な滞納の部分というふうに考えております。

○委員（上野一誠） 徴収も大変だと思うんですが、別に極端に水をとめるとか、そういう事案は現在は今ないんですか。

○水道管理課長（元石功一） 水道をとめるまでいろいろな段階を踏んで、最終的に水道をとめるというふうにしております。

まず初めに、水道料金の請求をいたします。納付期限までに入らなかった場合に、督促状を送付いたします。督促状によって納入期限を切っておりますが、それでも支払われなかった方につきましては、次は停水予告通知というのを送付いたします。

停水予告通知を送付しても納めていただけなかった方につきましては、実際、職員と嘱託員が戸別訪問をいたします。戸別訪問によりまして面談をする、あるいは面談できなければ、そこで何時に停水いたしますよといったことでメモを入れてくる、文書を入れてくるというふうにしております。

最終的に、そういった方々がやはりお支払いがない、あるいは連絡をしていただけないという方につきましては、最終的に停水を実施しております。停水の実績もございます。

○委員（上野一誠） わかりました。

そうすると、大体、過年度分も含めて、滞納繰り越しという額は今どのぐらいあるんですか、総額で。

○水道管理課長（元石功一） 現在、これ1月末でございますが、220万円ほどございます。

済みません、滞納繰り越しの総額が609万円ほどございまして、1月末で、そのうち220万円ほど収入が入っております。

○委員（上野一誠） いろいろ鋭意努力していただきますように一応要望しておきます。

○委員長（福田俊一郎） 要望でございます。ほかにございませんか。

○委員（小田原勇次郎） 1点だけ、総論の部分で認識を確認させてください。

水道ビジョンの中で、簡水については、28年

に本土分が合併で、そして甌が二つで簡水が残っていくんですが、甌の問題として、主に雨を主とする漂流水を使っておる関係で、安定的な取水の部分水道ビジョンの中で甌島地域は課題として掲げられておるんですが、その課題の解消状況という部分を、ちょっと今、確認させていただきませんか。

○上水道課長（福山清和） 今御心配のところは、上甌がメインになると思います。

下甌のほうは、各地区分かれておりますけれども、山が大きいので、水はあると。それから、里のほうもダム等もありますし、何とかいざというときには、裏側のほうに水源地がありまして、そこから送りますので、大丈夫だと。

一番大きい問題になるのは、上甌が水源はたくさんあるんですけれども、その一つ一つの水源が非常に小さいということになります。

鹿島のほうについては、大きな配水池がありますので、過去に村の時代ですけれども、海水から淡水化装置をつくっておりますけれども、それはもう長く1年ぐらい使って、後は使っていない状態で、現在もう使える状態ではないということになっておりますが、それだけ余裕としては大きなダムもありますので、大丈夫だと思っております。

ただ、上甌は今までもいろんな要望等もありまして、水源の問題を心配しておるんですが、今、私どものほうで将来的に計画をしていくのは、今の上甌については、浄水場の老朽化が進んでおりますので、まず老朽化をとめて改善するということで、浄水場の施設整備、コンクリートとか、そういう荒れたところをきれいにして、ろ過装置も新しく変えながら、きれいな水がとれる状況に今変えていっております。

25年度については、平良の浄水場をまたやることにしておりますけれども、最終的にそれが済んだ後に、今、平良にトンネルを掘りまして、そこから地下水が出てきておりまして、その地下水を利用できないかということで、24年度、現場の方に何度か足を運んでおりますが、ある程度水の量が1年見てみますと、量が安定してきたと。その量を生かせないかということで、今後、補助事業等を兼ねて認可変更をとってできるのではないかと考えております。

それと、その水質につきましては、何回か調べておりますけれども、水道の基準をクリアする、塩素消毒すると十分使える水ですので、今、県のほうにそのトンネルの水の利用ということを協議しておりますけれども、一応、いいよというような内諾をいただいておりますので、最終的にはその水を利用して、平良の浄水場のほうにポンプアップして、そこで、きれいな水ですけれども、再度利用して、そこから中甌のほうに送って行って、ある程度、平良だけじゃなく中甌のほうまで持っていけるのではないかと考えております。

それと、上甌につきましては、過年度に桑之浦とか、それから江石とか、そういうところに連絡管をつないでおりますので、いざとなったときには、水の流用、そういうのができるようになっております。

そのあたりを含めて、水道ビジョンにも基づくんですが、上島・下島を別々の一つずつの簡易水道に変えるときに、水源地の維持管理がかなりの量になっておりますし、水質試験等も常時やっておりますので、そういう経費を落とす意味からも、そういう今のトンネルの水を利用しながら、いいところに集中的に投資して整理していったほうがいいんじゃないかということで、今、検討している段階でございます。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） 今、鋭意努力をされておられるということで、今後も甌の、特に中甌ですか、上甌の部分についての水の不安定の解消について御努力いただきますように、引き続き要望しておきます。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第61号 平成25年度薩摩川内市
温泉給湯事業特別会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第61号平成25年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、議案第61号平成25年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算について、水道管理課分の歳出から御説明をいたします。

予算調書で説明いたしますので、274ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費4,951万円のうち水道管理課分は、46万4,000円であります。

内容につきましては、樋脇・入来・祁答院地域の温泉給湯事業の管理に要する経費でございます。

経費の主な内容は、右側に記載のとおり、検針業務委託、入来温泉センター施設建設基金積立金及び消費税及び地方消費税を計上しております。

下段になります。

5款1項1目予備費には、100万円を計上しております。

以上が水道管理課分でございます。

○上水道課長（福山清和） 続きまして、歳出の上水道課分について説明いたしますので、予算調書の275ページをお開きください。

温泉管理費は、樋脇・入来・祁答院地域の温泉給湯事業の運営及び施設の維持管理等に係る経費で、表の右側の経費の主な内容をごらんください。

温泉事業運営審議会委員報酬は、審議会委員12名分の報酬。

温泉施設光熱水費74万5,000円は、泉源等に係る電力料と水道料金が主なものです。

配湯管布設工事等1,820万円につきましては、市比野地区配湯管布設替工事と入来温泉場土地区画整理事業に伴う仮設管や本設管の配湯管工事でございます。

泉源ポンプ購入等60万3,000円は、樋脇町田代定住団地の用途ポンプと入来地区など泉源用途ポンプを購入する費用であります。

歳出の上水道課分は以上であります。

引き続き、歳入について水道管理課長が説明いたします。

○水道管理課長（元石功一） それでは、歳入について説明いたしますので、同じく予算調書の273ページになります。

1款1項1目温泉使用料4,000円は、電柱などの行政財産使用料を計上しております。

2目分湯使用料は、3地域分合計で3,249万9,000円を計上しております。

2項1目督促手数料は7,000円を、2款1項2目利子及び配当金11万円は、入来温泉センター施設建設基金の利子収入を計上しております。

3款1項1目一般会計繰入金1,331万7,000円は、一般会計からの財政援助分でございます。

4款1項1目繰越金100万円は、前年度からの繰越金の見込み額を計上しております。

5款3項1目雑入35万2,000円は、原子力立地給付金及び入来温泉場地区土地区画整理事業に伴う移転補償費等でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠） ちょっと確認で、この間、都市計画に伴っての、今回、一応、今、布設がえとか、その予算は説明いただいて、新たな温泉施設のスケジュール的なことについては、さきの12月議会で御報告されましたので、十分理解をしております。

それで、区画整理が25年度代でしっかりと面的整備が終わらないと、なかなか水道局は動けないという現状があるので、そこらあたりは区画もそれに合わせた事業施工計画を持っていくようにというのをさきの議会でも申し上げたんですが、それで、この予算の計上、来年に向けてそういう温泉施設をつくるという基本設計・実施設計というのは、この補正のこの部分ですかね。例えば、確認ですが、この事業費の、これがそういうふう理解しておけばいいんですかね。

○上水道課長（福山清和） 一応、この前、補正でお願いしました7回の段階で、繰り越しの委託料2,000万円と工事のアゼロ湯の撤去工事の工事請負費1,300万円をお願いして許可いた

だいたわけですが、現在、温泉場の実施設計に係ることですけれども、建築住宅のほうと協議して、今、進めて、執行委託をお願いしているわけですが、年度内に一応契約ができるような形で今進んでおります。

以上でございます。

○委員（上野一誠）わかりました。

多分、この中だろうと思って、少し確認でした。

いろいろこれまで地域と語り合ってきたいろんなそういう背景もありますので、でも所管課として建築住宅課のほうには十分委託をされるときには御意見を付けて努力をお願いしたいと。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第74号 平成25年度薩摩川内市水道事業会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第74号平成25年度薩摩川内市水道事業会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）別冊となっております水道事業会計予算書を御準備いただきたいと思います。

議案第74号平成25年度薩摩川内市水道事業会計予算について御説明をいたします。

予算の内容について主なものを説明いたしますので、予算書の23ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出について説明をいたします。

1年間の事業活動に伴う収益と費用について予

算措置をしたものでございます。

まず、収入におきまして、1款水道事業収益、1項1目給水収益12億4,336万円は、1節水道料金及び2節給水負担金でございます。

3目その他営業収益5,255万7,000円は、給水工事審査にかかわる審査手数料、消火栓維持経費にかかわる一般会計負担金及び工事負担金でございます。

続きまして、2項3目他会計補助金257万1,000円は、企業債利子償還にかかわる一般会計からの補助金。

5目雑収益1,357万1,000円は、取りかえメーター受け入れ額、それから原子力立地給付金でございます。

以上、収入合計13億1,251万9,000円でございます。

続きまして、24ページになります。支出について説明いたします。

1款水道事業費用、1項1目原水及び浄水費2億84万9,000円は、浄水場及び各水源地の維持管理に要する費用で、主なものは、丸山浄水場の運転管理等の委託料、各水源地等の動力費、それから川内川取水管理組合負担金等でございます。

2目配水及び給水費2億4,915万4,000円は、配水施設等の維持管理に要する経費で、職員10人の人件費、サービスセンター業務にかかわる委託料、メーター取りかえ、漏水修理にかかわる修繕費等でございます。

次の25ページをお願いします。

4目総係費1億7,569万1,000円は、水道料金検針業務にかかわる費用及びその他の管理経費で、主なものは、収納業務嘱託員等6人、上下水道運営審議会委員報酬、職員10人分の人件費、検針業務委託等でございます。

26ページになります。

5目減価償却5億647万6,000円は、建物・配水管等の構築物等の減価償却費でございます。

次が27ページになります。

6目資産減耗費1,801万円は、配水管布設替工事等による固定資産の除却費等でございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費9,326万9,000円は、企業債の利息。

4 目消費税及び地方消費税 1, 6 5 8 万 1, 0 0 0 円は、消費税の納税額。

3 項 3 目過年度損益修正損 6 1 3 万 6, 0 0 0 円は、回収不能となった過年度の水道料金の不納欠損等でございます。

最後に、4 項 1 目予備費として 1 6 0 万円を措置をしております。

以上、収入合計 1 3 億 1, 2 5 1 万 9, 0 0 0 円、支出合計 1 2 億 6, 7 7 8 万 6, 0 0 0 円となり、平成 2 5 年度の当初予算ベースで 1, 8 0 7 万 6, 0 0 0 円の純利益を見込んでいます。

続きまして、2 8 ページになります。

投資的経費にかかわる資本的収入及び支出について説明をいたします。

まず収入について、1 款資本的収入、1 項 1 目企業債 2 億 3, 3 3 0 万円を措置しております。これは、老朽管更新事業にかかわる企業債でございます。

2 項 1 目他会計出資金 1, 3 8 6 万 7, 0 0 0 円は、企業債元金償還にかかわる一般会計からの出資でございます。

3 項 1 目工事負担金 7, 3 1 5 万 1, 0 0 0 円は、県道・市道等道路改良等に伴う工事負担金等でございます。

2 9 ページをお開きください。支出について説明をいたします。

1 款資本的支出、1 項 1 目改良費 5 億 9, 0 5 3 万 6, 0 0 0 円は、改良工事にかかわる職員 2 人の人件費、設計業務委託料、本年度実施する各地域の工事請負費が主なものでございます。

建設工事の内容につきましては、後ほど上水道課長が説明をいたします。

3 目固定資産購入費 1, 8 8 3 万 1, 0 0 0 円は、土地購入費、水中ポンプ購入費、公用車購入等が主なものでございます。

2 項 1 目企業債償還金は、3 億 8, 1 1 7 万 6, 0 0 0 円を予算措置しております。

以上、資本的収入 3 億 2, 0 3 1 万 8, 0 0 0 円、資本的支出合計 9 億 9, 1 7 4 万 5, 0 0 0 円となり、収入支出差し引き 6 億 7, 1 4 2 万 7, 0 0 0 円の財源不足となりますが、2 ページ、予算第 4 条で定めております減債

積立金過年度分損益勘定留保資金等の財源で補填するものでございます。

以上で私の説明を終わりますが、引き続き建設改良の主な事業について上水道課長が説明をいたします。

○上水道課長（福山清和） 上水道課の執行についての説明を、当初予算の資料と委員会資料、この二つを準備いただきたいと思います。

それでは、引き続き水道事業の改良事業の主要事業を説明いたしますので、別冊となっております青い 2 5 年度水道局当初予算資料の 1 ページをお開きください。

川内・樋脇・東郷の事業地域別に説明いたします。

まず、川内地域につきましては、配水管布設替等設計業務委託は、次年度に予定しております配水管布設替工事の設計を行うもので、工事の早期発注を図るために、前年度に設計を行うもの。

配水管布設替工事（耐震管）ですが、基幹配水管路の老朽管更新に伴い、耐震管へ布設がえを行うもので、2 5 年度は市道桜井矢立線を延長で 3 7 5 メートルの布設がえ予定をしております。

配水管布設替工事は、県道山崎川内線ほか 5 路線、延長 1, 3 7 0 メートルの布設がえを行うこととしております。

丸山浄水場脱水設備工事 1 期分ですが、丸山浄水場で発生する浄水汚泥の処理を、現在、天日乾燥で行っておりますけれども、天候に左右されるため十分な乾燥時間がとれずに、浄水工程に悪影響を及ぼしているため、苦慮している状況であります。

そこで、現状を改善するため、発生汚泥の大半を機械による強制脱水をするため、2 年間で整備しようとするもので、2 5 年度は、機械脱水設備の設置に先立ち、脱水設備をおさめる建屋を建築費用とするものであります。

配付してあります委員会資料で説明しますので、1 ページをお開きください。

機械脱水棟の設置位置ですが、図面左上の丸山浄水場平面図で赤で記してあります場所で、現在は汚泥の天日乾燥の一部です。

図面中央に赤線で囲んであります位置が脱水機棟で、左側に赤の斜線で囲んだところが脱水汚泥が一時保管されるケーキヤードとなります。

図面の中に青の線で囲んだところの右側が汚泥脱水機で、脱水汚泥はベルトコンベヤーで左側の屋根がついたケーキヤードに運ばれ、これまでのようにクリーンセンターへ定期的に搬出することになります。

なお、機械脱水設備の設置工事については、26年度の予定であります。

負担金工事は、県道・市道の道路改良工事や土地地区画整理事業等に伴う水道管の移設工事に対応したもの、材料支出工事は見込みで計上しているものであります。

資料のほうですけれども、次の樋脇地域につきましては、配水管布設替工事等の設計業務委託は、同じく次年度の工事に対応したものです。

市比野地区水源探查業務委託は、樋脇町で配水系統の不具合が原因と思われる断水や水量・水圧不足等が発生しており、市民生活に不便が生じているため、24年度に配水系統の調査を実施し、判明した市比野地区の水量・水圧不足を補うためには、新たな水源調査を行って、抜本的に問題解決するためのものであります。

配水管布設替工事は、市道村子田鹿子田線ほか1路線、延長1,430メートルの布設がえを行うこととしております。

配水管布設替整備工事として、県道川内加治木線、延長340メートルを予定しています。

負担金工事は、道路改良工事に対応したもの、材料支出工事は見込みで計上しております。

入来地域につきましては、配水管布設替等設計業務委託は、同じく次年度の工事に対応したものです。

配水管布設替工事は、市道高校線ほか3路線について、延長1,840メートルの配水管の布設がえを行うもの。

紫外線照射設備工事は、盛水水源地に紫外線照射設備を整備するものであります。

委員会資料で説明しますので、資料の2ページをお開きください。

右上の位置図で、入来支所等の位置環境を表示しておりますけれども、日の丸交差点から山側に入り込んだところが盛水水源地であります。

図面に青色で書いてあるのが現在の水道施設で、赤線で書いてあるのが、今回予定している紫外線照射設備に関連する建屋やポンプ設備等でありま

す。現在も、安全・安心で正常な水道水を供給しておりますが、今後、水道の原水にクリプトスポリジウムなどの塩素消毒に耐性を持つ病原性原虫等が含まれるようになった場合、原虫は卵の殻のように守られて、塩素消毒のみでは生きている場合もあるため、市民により安全・安心な水道水を供給するため、病原性原虫、細菌やウイルス等を不活性化する紫外線照射設備を設置するものであります。

右下に、参考例として、装置の概略図を表示しましたので、ごらんください。

図のように、原水が下から上に流れるときに、ガラス管の中の中心にある紫外線ランプから強い紫外線が照射されますが、その結果、原虫やウイルス等の遺伝子が破壊されて不活性化するために、人体に悪影響を及ぼさなくなる装置であります。

紫外線照射設備は、23年度に樋脇の中央水源地に設置しておりますので、2カ所目となります。

負担金工事は、入来地区画整理事業に対応したものの、材料支出工事は見込みで計上。

東郷地域につきましては、配水管布設替等設計業務委託は、同じく次年度の工事に対応したものです。

配水管布設替工事は、県道東郷山田宮之城線ほか3路線について、延長1,250メートルの老朽管の布設がえを行うものであります。

負担金工事は、道路改良工事に対応したものの、材料支出工事は見込みで計上です。

木場茶屋簡易水道事業の事業統合関係について、内容について説明いたしますので、資料の3ページをお開きください。

図面右側中央に青の線で表示しております百次水源地と木場茶屋水源地を結ぶ連絡管工事は、24年度完了いたしました。

現在、木場茶屋簡易水道の上水道への事業統合は、24年9月議会に提案し、議決をいただきましたので、国に対して変更認可申請の手続きを行っており、国の承認後の平成25年4月から上水道への事業統合をすることとしております。

緑の線で表示してあります25年度の配水管布設工事につきましては、水道ビジョンに基づく事業統合によって、これまで簡易水道事業と水道事業との境界距離を確保するために水道が引けなかった谷間の区域が、今回、上水道区域に取り込まれることになります。

そのため、これまで未給水区域であった区域などの解消のため、新たに配水管を布設する工事であり、3路線で総延長2,295メートルを布設する予定であります。

加圧施設は、水道水を高台に送るための増圧ポンプを設置する工事、水源地改修工事は、百次からの連絡管を受け入れるために、木場茶屋水源地の施設改修工事を行うものであります。

配水管切りかえ工事は、百次から整備済みの連絡管の最終端部を木場茶屋の水道施設に切りかえる予定であります。

これは、事業認可をもらってからでないと水を切りかえられませんので、そのときに行うということで、今現在は、管は設置してありますが、水は利用できない状態になっております。

連絡管布設箇所舗装補修工事は、配水管布設替箇所等の現舗装が老朽化して傷んでいるため、水道管布設工事が完了した後にアスファルト舗装の工事を行うものであります。

なお、それぞれの工事は、25年度中には終える予定であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第75号 平成25年度薩摩川内市工業用水道事業会計予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第75号平成25年度薩摩川内市工業用水道事業会計予算を

議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） 同じく、別冊となっております平成25年度薩摩川内市工業用水道事業会計予算書を御準備いただきたいと思います。

議案第75号平成25年度薩摩川内市工業用水道事業会計予算について説明をいたします。

予算の内容について主なものを説明いたしますので、予算書の19ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち収入について説明をいたします。

1款1項1目給水収益は、企業の事業規模縮小により、対前年度比1,379万7,000円減の2,069万5,000円計上をしております。また、収入合計でも、対前年度比1,460万円減というふうになっております。

次の20ページをお開きください。

支出について説明をいたします。

1款工業用水道事業費用、1項1目原水及び浄水費1,235万8,000円は、電気設備保安管理業務等の委託料、取水・浄水設備等の修繕費、動力等でございます。

4目総経費123万3,000円は、事業全般に要する管理費用でございます。

5目減価償却費288万1,000円は、建物・構築物等の減価償却費でございます。

21ページになります。

2項4目消費税及び地方消費税は、29万6,000円でございます。

最後に、予備費として20万円を計上しております。

以上、支出合計1,696万8,000円となり、平成25年度当初予算ベースで382万6,000円の純利益を見込んでおります。

なお、資本的収支の予算につきましては、企業が撤退するということから、本年度は予算措置をしていないところでございます。

以上で、工業用水道事業会計の予算の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠） 長年、富士通という一つの

地域の核であったんですけれども、これをやる時には、旧入来町時代につくったんですけれども、企業が1億円寄附をして、それを充てた背景があります。

単価は、これは通産省だったんですかね、当時、大分高く設定をしてもらっていて、非常に会計上はプラス分というのがあったんですけれども、それで今後の一つのこの施設のあり方も当然考えていかなければいけないのかなというふうに思いますけれども、跡地利用もどうなるか、まだ現時点では方向性も見えていませんので、この取り扱いというのは、工業用水ですので、跡地、それにかわるようなものが入ってくれば、また生かせるんですけれども、この施設の取り扱いというのは、どんなふうに関後、動向が見えないので、質問、こういうのもおかしいかもわからんけれども、いかが取り扱えるか。あるいは、これは飲料水としては生かしていくことができるかどうか、そこも含めて何かお考えがあったら教えてください。

○水道局長（岩下満志） 今の上野委員のお尋ねでございますけれども、当然、今まで富士通さんの入来とのかかわり、そういった中で、当然、施設は整備された経緯がございます。ですから、この施設については大事に使いたいという考え方で

です。ですから、会社等のお話の中で土地の処分、いろんな処分がございますが、会社としては、会社のあくまでの方針ですけれども、土地と建物一体的に、水も含めて処分できたらありがたいというような考え方も持っています。

ですから、市としては、今後、企業誘致も視野に入れながら、そういった活用ができないかということをもまず1番に置いた上で、それを1番に置いた上で、ほかの施設の今後の施設の管理のあり方を検討していく必要があるんじゃないかと思っています。

当然、ある施設でございますので、大事に使えば使っていきたいという思いがあるということで、今、関係課とは話をしているところでございます。

残る水のことでございますけれども、今の現時点では、入来地域ですが、水量については、ほかの施設で十分賄えるような状況でございますので、それを単純に申し上げますと、水に使うということ

は今のところ必要ないんじゃないかということで考えておりますので、できたら工業用水ということとで使える方法を考えていくのが一番じゃないかという思いで今いるところでございます。

○委員（上野一誠） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、あの施設も多額のやっぱりお金をかけていますので、企業が撤退して、もういわば管理が、草ぼうぼうになったり、向こうが見えない形じゃいかんで、やっぱりいつでも使えるような、やっぱりそういう維持管理もぜひしていただきたいというふうに思いますので、局長言われるように、大事に扱って、今後、有効に使えるような方向に行けることをぜひ望んでいきたいとします。そのことはよろしくお願ひします。

○委員長（福田俊一郎） 意見・要望であります。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算のうち、水道管理課分について御説明いたします。

同じく、予算調書で御説明いたしますので、258ページをお開きください。上の表になります。

4款3項1目水道費、事項、簡易水道事業費

2億1,437万5,000円は、説明欄に記載のとおり、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

繰出金の内訳は、繰出基準として、建設改良事業費の10分の1及び起債の元利償還金の2分の1相当額を繰り出すほか、財政援助分を繰り出すものでございます。

次の表になります。

同じく、同目、事項、温泉給湯事業費1,331万7,000円は、温泉給湯事業特別会計への財政援助の繰り出しでございます。

次に、259ページになります。

13款2項1目公営企業費、事項、水道事業費2,959万4,000円は、右の欄のとおり、水道事業会計への負担金、補助金、出資金でございます。

以上で、一般会計予算のうち水道管理課分の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（小田原勇次郎）済みません、先ほど水道事業のところで聞き忘れたものですから、今回、この一般会計から繰り出しが入っているので、ちょっと関連ということで、1点教えてください。

水道事業会計も、補助金・負担金等を出して一般会計から出しているんですが、水道事業本体も給水量が減ってというような状況で、やはりこれは公営企業なので、収益を上げていかなければいけないという観点に立って、今後、一般会計から出す予算に関連してということで質問させていただきます。済みません、水道事業本体部分も、今後、収益を上げるための方策という部分を将来的な展望としてどのようにお考えかをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○水道管理課長（元石功一）今、委員おっしゃったとおり、給水収益が年々伸びる状況ではございません。横ばい、あるいは微少の減というふう考えております。

水道事業の経営は、水道料金で経営するというふうにしておりますが、水道ビジョンで平成28年度に本土地域を全て水道事業に事業統合しますよといったことで、本土地域は全て水道事業

となります。

そこで、簡易水道を水道事業に統合するんですが、本土地域が持っている簡易水道が持っている負債の部分、いわゆる起債の残高、そういったあたりを今後どういうふうにするのか、水道事業で丸々面倒を見るのか、あるいはそれについては一般会計で少しお願いするのか、そういったことについて、今後、財政当局と御相談をしながら統合を進めていきます。

統合する中で、当然、簡易水道不採算地域が大分ございますので、それについて料金を今度どうするのかと。事業統合した後の経営の推移を見ながら、そういった料金改定も視野に入れながら、事業統合に向けて今後進めていきたいというふう考えております。

給水人口が伸びる、あるいは給水戸数が伸びるというのは余り見えておりませんので、あとは水道事業の中で企業努力、経費節減といったことで、水道事業が安定的に経営できるよう努力したいというふう考えております。

以上でございます。

○委員（橋口博文）簡易水道のところでさっき言えばよかったんですけども、西方の工事740メートルだったか、立派に仕上げていただいて、要望のあった舗装の件もしていただいて、大変ありがとうございました。

ちょっと聞いてみたいのですけれども、水源地が早馬神社の前にあるんですね、田んぼの中に。あれはまだ使われるわけですか、将来ずっと。その見込みを。

○上水道課長（福山清和）今、水源地は使うかということですが、両方とも使う予定にしています。

現在の第1のところについて、今度新たにしました第2から第1のところを持ってきて、そこからちょうど分岐のところから並行でお互いに入っていく形でチーズで取り出して、水源地のほうに持ってくる形になっております。

○委員（橋口博文）わかりました。

ところが、要らないとなれば、もう廃止してもらえば、いわゆる田んぼを耕作する人が、管理しやすいということで、まだ上のほうへ新しい水源地を確保したが、あれは要るのかなと聞いてくれということだったものですから、そういうことで

聞いてみました。わかりました。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第59号一般会計予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査に入ります。

○水道局長（岩下満志） 今回、上水道課・管理課につきましては、報告はございません。

○委員長（福田俊一郎） これより、所管事務に関して質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（大田黒 博） 墓地の水道の件は、ここでいいんですか。

済みません、墓地の水道管理等についての、もうちょっとですよ、来年度ぐらいからですかね、ちょうど確立するというのは。

今、皆さん、各墓地の水道がどういう状況になっているのか。皆さん、ここの受益者等を含めて、数十名おられる方、いろいろあるんですけれども、その経緯を教えていただけませんか。

○水道管理課長（元石功一） 旧祁答院町におきまして、そういった墓地とか、自治会とか、そういったところの水道料金が無料といいますか、メーターがついていないとか、そういったことがございました。

平成23年4月に薩摩川内市全地域水道料金を統一をいたしました。それに合わせて、そういった墓地の管理者、あるいは自治会の管理者方をお願いをいたしまして、ここの墓地の管理者はどなたになっていますか、代表者を誰にしたらよろしいですかといったことで調査をいたしまして、今は全て水道メーターを取りつけて、そして料金をいただいていると、そういった状況になっております。

以上でございます。

○委員（大田黒 博） そこで、各墓地等でトラブルがあったり、滞納関係、あるいはそういうものは聞いておりませんか。

○水道管理課長（元石功一） 水道のそういったトラブルについては、伺っておりません。

それと、あと滞納については、ちょっとまだこ

こ23年4月からでしたので、ちょっとその辺はまだ気づいておりません。

以上でございます。

○委員（大田黒 博） もう最後ですけれども、各墓地等の管理の何か一覧表があったら提示をいただけませんか。お願いなんです。

○水道管理課長（元石功一） その墓地が墓地ということで全部何かまとめて抽出できたらよろしいんですけれども、なかなか一個ずつ抽出ということになりますので、どこの墓地、どこの墓地というのがわかれば、今、管理人は誰がされていますという、そういったことはわかると思います。

○委員（大田黒 博） そのメーターをつけて、どここのまちという名前がありますよね。その墓地においては、これだけのメーターですし、個人的な扱い、団体的な扱い、各自自治体の、その扱いになるんですか。多いところは、それなりの責任者、墓地の管理者、あるいは代表者、管理者が変わっていく可能性もありますけれども、その辺は全然把握されていないわけですね。

○水道管理課長（元石功一） 最初、調査したときのお名前を今いただいておりますので、その代表者がお変わりになれば、また電話で届け出をしていただければ、うちのほうも名義をそういうふうに変えていきたいというふうには考えております。

○委員（大田黒 博） そこは別に余り重要じゃないと、その名前で変更があっても、届け出がなければ、それでもうずっと問題なくやっていけるということですかね。

○水道管理課長（元石功一） 届け出がなくて、変わったときに、そういった水道の使用料の通知をいたします。通知をしたときに、変わっていらっしやれば、もう私じゃありませんよとか、そういった何がしかの連絡が来ると思います。

そういったことで、名義変更がされていないところは、そういったことでわかるんじゃないかなというふうには考えています。

○委員長（福田俊一郎） ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道管理課・上水道課を終わります。

御苦労さまでした。

△下水道課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、下水道課の審査に入ります。

△議案第58号 薩摩川内市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第58号薩摩川内市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（須田徳二）下水道課です。よろしくをお願いします。

それでは、議案第58号薩摩川内市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその2の58-1ページをお願いいたします。

提案の理由につきましては、さきの本会議において説明しておりますので、省略させていただきます。

条例制定の趣旨及び内容等について御説明いたしますので、別冊となっております議会資料の水道局の2ページをお願いいたします。

それでは、まず今回の条例制定の趣旨であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権第2次一括法の公布による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準に関して新たに条例を定めるものであります。

次に、条例制定の内容であります。これまで法令において全国一律となっております公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準並びに終末処理場及び都市下水路の維持管理に関する基準について、水処理施設及び雨水吐に関するものを除き政令を参酌して、地方公共団体の条例で制定する旨の改正がなされたことにより、排水管内径及び排水渠の断面積、流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分、暗渠、その他の地下に設ける部分、ますまたはマンホール、汚泥処理施設等に基準を設けたものであります。

恐れ入りますが、再度、議案つづりその2に戻っていただきまして、58-2ページをお願いいたします。

新たに制定する条例であります。第1条は条例制定の趣旨であり、先ほど御説明いたしましたとおりであります。

第3条が、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準になります。

第4条が、排水施設の構造の基準、次のページの第5条が、処理施設の構造の基準、第7条が、終末処理場の維持管理に関する基準になります。

第8条は、都市下水路の構造上の基準、次のページになります。第9条は、都市下水路の維持管理に関する基準になります。

58-5ページから58-7ページは、参考として、本条例の施行に関し必要な事項を定めた施行規則になりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、本条例の施行につきましては、平成25年4月1日施行としております。

以上で、議案第58号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）この制度ができて、構造上の技術上の基準というのが示されて、今までやってきたのと何が違うんですか。

○下水道課長（須田徳二）今までは、法令で制定された部分でございました。今回は、地域の実情に合わせたものにできるということで、条例で定めることができるということで法律が改正されましたので、本来なら本市の特殊な実情等があれば、そういったものをもとに条例を作成することができるんですけども、今回の制定につきましては、法令で定めているものをそのまま条例に定めたもので、何ら変更等にはなっておりません。

○水道局長（岩下満志）今、課長が説明が申し上げたとおり、この条例制定につきましては、全国自治体で同じような形で同じような作業をやっているというのがほとんどということで御理解をいただければと思います。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△水道局長の概要説明

○委員長（福田俊一郎） 次に、当初予算の審査に入ります。

まず、水道局長に概要説明を求めます。

○水道局長（岩下満志） それでは、下水道課の分について説明をさせていただきたいと思います。

下水道課一般会計、四つの特別会計がございますけれども、それぞれ一括して御説明させていただきたいと思います。

当初予算概要を御準備いただきまして、その1ページを御参照いただきたいと思います。

1ページ、中ほどにございますけれども、第2、各会計別歳入歳出予算額表を御参照いただきたいと思います。

四角の括弧書きの中に記載してございますけれども、特別会計につきましては、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽事業の4特別会計でございます。

予算総額については、それぞれ記載のとおりでございますので、ごらんをいただければと思います。

事業の詳細内容につきましては、後ほど課長のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

次に、事業ごとに主な施策について御説明いたしますので、先ほどごらんいただきました予算概要の128ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどの表でございますけれども、公共下水道等接続推進事業でございますけれども、新規事業としてお願いをしております。

公共下水道につきましては、なかなか接続率が伸びないという現状がございます。その接続推進

のための一つの施策として、今回、お願いをしております。

概要にありますとおり、下水道整備区域内で市からの補助金を受けずに合併浄化槽を整備された方で下水道へ切りかえをしていただく、そういった方を対象に補助金を交付、接続率向上の一つの施策として、今回、お願いをしております。3年間の期限をつけた補助としてお願いしをしているところでございます。

次の小型合併処理浄化槽整備事業でございますけれども、生活排水対策といたしまして、引き続き記載のとおり、本土地域・甌地域、国・県の補助を活用し、単独からの上乗せ基数を除きまして、昨年と同数の475基を補助対象として事業実施、全国平均や県の平均を下回っております本市の生活環境の改善や公共用水域の水質改善に努めたいという考えでございます。

129ページ上段の表でございますけれども、川内地区の公共下水道整備事業につきましては、平佐地区88ヘクタールの認可区域内については、主要な管路について、平成24年度を最終年度として整備は完了しておりますけれども、区域内の私道につきましては、未整備の区域がありますので、それらについて関係地権者の同意を得られた部分について整備を進めていく考えでございます。

川内地域の公共下水道整備につきましては、区域の縮小・見直しについて、12月の議会の当委員会ですら所管事務として報告させていただきましたけれども、その後、諮問機関であります上下水道事業運営審議会、庁内会議等の説明などを通して、縮小・見直し区域について一定の理解をいただきましたので、本委員会でも所管事務の報告事項として説明をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、接続率を向上させるための対策の一つといたしまして、今回、今申し上げた新規の接続支援補助金に加えまして、他の支援策につきましても平成25年度は検討していきたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

次の表は、上甌地区の公共下水道施設管理事業でございますけれども、上甌の中甌・中野地区の下水道施設がございますけれども、その施設の延命化を図るために、国の補助金を活用し、施設の

現状調査を行い、今後の更新計画を策定しようとするものでございます。

次に、下水道課で一般会計のうち、それぞれの項目で説明を加えさせていただきますけれども、予算に関する説明書では、86ページ以降、4款衛生費、2項各予算書の予算費目に含まれておりますので、その内容については、課長のほうで説明をそれぞれの段階で加えさせていただきたいと思います。

あわせて、それぞれ内容につきまして課長に説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

△議案第62号 平成25年度薩摩川内市
公共下水道事業特別会計予算

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案第62号平成25年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（須田徳二） それでは、議案第62号平成25年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

提案の内容につきましては、さきの本会議において説明しておりますので、省略させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、別冊となっております予算調書の278ページをお願いします。

1款1項1目、事項、公共下水道管理費は、川内地域の公共下水道施設及び上甕地域の特定環境保全公共下水道施設の維持管理等に係る経費1億95万3,000円であります。

経費の主なものは、右の欄に記載してありますとおり、川内処理区の宮里浄化センター等に係る処理施設機械設備等修繕及び包括的維持管理業務委託等に係る経費のほか、川内処理区の雨水対策として、集中豪雨時の市街地の浸水を防止するため、市役所横の向田ポンプ場の光熱水費、維持補修費及び運転管理業務委託等に係る経費であります。

上甕処理区におきましては、中甕・中野浄化センター等に係ります処理施設機械設備等修繕及び、包括的維持管理業務委託等に係る経費であります。

また、先ほど局長から説明がありましたとおり、

国庫補助事業により中甕・中野浄化センター等の施設の延命化を図るための長寿命化計画書の作成業務委託も実施することとしております。

次に、下の段の2款1項1項目、事項、公共下水道整備費は、川内地域の公共下水道施設整備に係る経費3,481万8,000円であります。

経費の主なものは、職員の人件費と平佐地区の私道路内の汚水枝線管渠築造工事等及び当該工事に係る水道管及びガス管の移設補償費等に係る経費であります。

ここで、別冊となっております建設水道委員会資料（水道局）の4ページをお開きください。

図面の赤の表示が、私道路のうち污水管渠がまだ整備されていない路線で、全体で54路線あり、総延長は2,400メートル、工事費は概算で9,600万円であります。

本年度は、工事請負費2,000万円を計上しており、関係者からの申請があったものについて、随時、整備していくこととしております。

なお、当該区域につきましては、平成24年度事業において、当該私道路以外の整備は完了いたします。

それでは、予算調書に戻っていただき、279ページをお願いします。

3款1項1目長期債償還元金2億1,748万5,000円及び下段の同項2目長期債償還利子1億188万4,000円は、施設整備時に借入れました長期債償還元金及び利子であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、276ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、1款2項1目公共下水道事業負担金川内地域分1,060万円で、川内地域の公共下水道事業受益者負担金125件と公共下水道区域外から公共下水道に接続される際の公共下水道事業使用者協力金1件分であります。

2款1項1目公共下水道施設使用料1億248万4,000円は、川内地域及び上甕地域の公共下水道施設使用料が主なものであります。

3款1項1目公共下水道事業費補助金495万円は、先ほど歳出で御説明しましたとおり、上甕地域の特定環境保全公共下水道事業に係る中甕・中野浄化センター等の長寿命化計画書作成に係る国庫補助金で、補助率は事業費の10分の5であ

ります。

4款1項1目一般会計繰入金3億2,477万8,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金であります。

次の277ページになります。

7款1項1目公共下水道事業債1,130万円は、整備費に対応して措置するものであります。

それでは、各会計予算書予算に関する説明書の211ページをお願いいたします。

第2表地方債につきましては、公共下水道事業に係る地方債の限度額を1,130万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、表記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） まだ議案が続きますので、ここで休憩をいたします。

再開はおおむね1時ということで、よろしくお願いいたします。

~~~~~  
午前11時52分休憩  
~~~~~  
午後 1時 開議
~~~~~

**○委員長（福田俊一郎）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど当局の説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員がおいででありますので、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第63号 平成25年度薩摩川内市  
農業集落排水事業特別会計予算

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、議案第63号平成25年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○下水道課長（須田徳二）** それでは、議案第63号平成25年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

提案の内容につきましては、さきの本会議において説明しておりますので、省略させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、別冊となっております予算調書の282ページをお願いします。

1款1項1目、事項、農業集落排水管理費は、川内地域の城上処理区を含む5処理区の農業集落排水施設に係る維持管理経費3,966万3,000円であります。

経費の主なものにつきましては、右の欄に記載してありますとおり、川内地域の城上処理区、入来地域の大馬越処理区、同じく入来地域の入来中部処理区、祁答院地域の祁答院中央処理区及び里地域の里処理区の処理施設等に係ります光熱水費と維持管理業務委託等に係る経費であります。

次に、下の段の3款1項1目長期債償還元金1億3,622万7,000円と、次の283ページになります同項2目長期債償還利子3,014万円は、施設整備時に借りました長期債償還元金及び利子であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、280ページをお開きください。

歳入の主なものは、2款1項1目農業集落排水施設使用料4,482万2,000円で、川内地域の城上処理区、入来地域の入来中部処理区、同じく入来地域の大馬越処理区、祁答院地域の祁答院中央処理区及び里地域の里処理区の施設使用料であります。

次に、281ページをお願いします。

4款1項1目一般会計繰入金1億6,105万3,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（持原秀行）282ページの経費の主な内容の中で、城上から里まで5カ所あって、施設の規模による差というのがあるんですかね。そこらあたりをちょっと教えてください。

○下水道課長（須田徳二）今、委員御指摘のとおり、施設の規模による点検内容、点検回数、それにそれぞれ中継マンホールポンプ等もございまして、それらの点検する項目によりまして、委託費等がこういった形でそれぞれ経費がかかっているという格好になります。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

ほかはございませんか。

○委員（大田黒 博）済みません、この5地区の加入率を教えてくださいませんか。

○下水道課長（須田徳二）平成24年12月末現在で、城上処理区が90.2%、入来中部地区が57.7%、入来の大馬越処理区が65.9%、祁答院中央地区が108.3%、これにつきましては、計画戸数に対して今の接続率、新たに計画するときにはなかったところが来たということで、100%を超えている状況になっております。あと、里処理区が96.6%であります。

以上です。

○委員（大田黒 博）ありがとうございます。

この祁答院においては、まだやっていないところがありますよね、その地域で。それは何戸数ぐらいですか。

この108という意味が、逆に、目標に置いて、新しい居住者に対して戸数で超えたという意味じゃないですか。入っていない方があの地域に少しおられるんですが、その方々を何とか加入させようとしたときに、今ちょっと経費がどのぐらいかかったり、その方々を何とか加入の方向に導くときにどういう方法があるかというのを聞いたかったんですけども、100何%と、もう超えたか

ら、その意味がちょっとわからないんですけども。

○下水道課長（須田徳二）今の100%を超えているということにつきましては、この祁答院地域が事業認可を受ける際にあった戸数ということで、それを新築、いろんな宅地造成等によって新築建物ができた段階で、そういった計画戸数を超えているというのが現状でございます。

今、大田黒委員のほうからありましたとおり、この区域にあってまだ接続していない方もいらっしゃるということでございます。

ちょっと件数については把握しておりませんが、そういった方につきましては、接続のお願いをしていくという形になると思います。

以上です。

○委員（大田黒 博）私は祁答院の状況しかわからないんですけども、入来あたりは57%あたりで、この施設の持ってきた経緯を踏まえますと、合併浄化槽を含めて、はるかにいいだろうということで持ってきている経緯があると思うんですね。

かといって、そのときの個人負担の経費等が高くなったということもあるでしょうけれども、その辺を含めて、どうなんでしょうかね。その方向性としてこういうものが継続される形としては仕方がないとしても、合併浄化槽に加入できない方々が、この予算等でもその処理をされていますよね、加入できない。そういう方々全体を含めて、一つの方向性として、そういう環境といいますか、それらも含めて、どういう考えをお持ちなのか、お聞かせください。

○下水道課長（須田徳二）接続推進の要するに取り組みということであろうかと思えます。

これにつきましては、今回、市長がマニフェストにもうたっておりますとおり、接続推進を図っていくと、接続率を向上させるということでのマニフェストもあります。そういう中で、下水道課としまして、どういった接続ができない理由があるのかとかというやつを、今、ちょうど向田地区に入って、いろんな状況を今確認しながら、その対策をどうとるべきかと。今ある支援措置、幾つかあるんですけども、そういった支援策が本当に足りているのかどうかということも含めて検討しているところでございます。



決定いたしました。

---

△議案第65号 平成25年度薩摩川内市  
浄化槽事業特別会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第65号平成25年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（須田徳二）それでは、議案第65号平成25年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、別冊となっております予算調書の288ページをお願いいたします。

1款1項1目、事項、浄化槽管理費は、本市が設置しております上甌地域の戸別合併処理浄化槽の維持管理に係る経費1,059万3,000円であります。

経費の主なものは、浄化槽法に基づく検査手数料及び浄化槽維持管理業務委託等に係る経費であります。

次に、下の段の3款1項1目長期債償還元金440万6,000円と、次の289ページになります。同項2目長期債償還利子93万1,000円は、上甌に設置しております市町村設置型小型合併処理浄化槽に係る長期債償還元金及び利子であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、287ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、2款1項1目浄化槽排水施設使用料735万円と4款1項1目一般会計繰入金854万5,000円であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。  
委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。  
これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。  
これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（須田徳二）それでは、議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算のうち、下水道課分について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、別冊となっております予算調書の260ページをお願いいたします。

4款2項4目、事項、下水処理施設管理費は、川内地域の永利処理区と鹿島地域の鹿島処理区の地域下水道処理施設の維持管理に係る経費1,415万9,000円であります。

経費の主なものは、右の欄に記載してありますとおり、川内地域の永利処理区及び鹿島地域の鹿島処理区の施設の維持管理に係る光熱水費、施設維持補修費及び維持管理業務委託費等に係る経費であります。

次に、4款2項4目、事項、小型合併処理浄化槽整備補助事業費は、快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るための小型合併処理浄化槽設置整備補助に係る経費1億7,820万5,000円であります。

経費の主なものは、検査等業務嘱託員に係る経費と小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金475基分の1億7,560万2,000円であります。

当該補助金は、くみ取りや単独浄化槽からの合併浄化槽への切りかえ及び新築または改築等により設置する10人槽以下の小型合併処理浄化槽に

対し補助金を交付するもので、補助金の額は5人槽が33万2,000、7人槽が41万4,000円、10人槽が54万8,000円です。

また、単独処理浄化槽からの切りかえについては、さらに10万円の上乗せをするものであります。

次に、261ページをお願いいたします。

4款2項4目、事項、浄化槽費は、浄化槽事業特別会計への繰り出しに係る経費854万5,000円で、浄化槽事業特別会計への繰出金であります。

次に、6款3項4目、事項、農業集落排水費は、農業集落排水事業特別会計への繰り出しに係る経費1億6,105万3,000円で、農業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

次に、262ページをお願いいたします。

6款5項5目、事項、漁業集落排水費は、漁業集落排水事業特別会計への繰り出しに係る経費5,178万5,000円で、漁業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

次に、8款5項4目、事項、下水道管理費は、下水道行政の一般管理に係る経費1億880万6,000円であります。

予算の主なものは、上下水道事業運営審議会委員15名分の委員報酬、排水設備検査等業務嘱託員の報酬、職員10名分の人件費及び日本下水道協会会費や日本下水道事業団負担金等に係る経費のほか、先ほど局長からも説明がありましたとおり、今回、公共下水道等接続推進補助金を計上しております。

当該補助金につきましては、下水道接続率向上を目的に、接続への阻害要因の一つであります合併浄化槽からの接続に対し、補助金を交付するもので、合併浄化槽設置時に市からの補助金を受けられなかった合併浄化槽に限り、一律10万円の補助金を交付するものであります。

対象件数につきましては、公共下水道川内処理区内に65件を把握しており、3年間の期限つきで交付することとし、1年目は25件分の250万円を計上したところであります。

なお、市の補助金を受けた合併浄化槽や単独浄化槽及びくみ取りからの接続につきましては、早期接続者との不公平感の是正もあるため、今回は

対象外といたしましたが、今後も接続率向上に向けた取り組みの中で検討してまいりたいと考えております。

次に、263ページをお開きください。

8款5項4目、事項、都市下水路管理費は、川内地域の都市下水路の維持管理に係る経費118万円で、経費の主なものは、都市下水路の改修工事等に係る経費であります。

下の段の、事項、ポンプ場管理費は、川内地域の雨水ポンプ場の維持管理に係る経費695万5,000円で、経費の主なものは、川内地域の中郷ポンプ場及び平佐ポンプ場の光熱水費、施設維持補修費及び維持管理業務委託費等に係る経費であります。

次に、264ページをお願いいたします。

事項、公共下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰り出しに係る経費3億2,477万8,000円で、公共下水道事業特別会計への繰出金であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、72ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、14款1項3目衛生使用料1,896万3,000円で、川内地域の永利処理区と鹿島地域の鹿島処理区の地域下水処理施設使用料であります。

15款2項3目衛生費補助金5,873万6,000円は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る国の補助金で、補助率は本土地域が3分の1、甌島地域が2分の1であります。

次に、16款2項3目衛生費補助金3,846万3,000円は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る県補助金で、補助率は本土地域が国庫補助と同じ3分の1、甌島地域は4分の1ですが、財政力指数等により、基準額の66%に補正されております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）一般会計ですね。ちょっと、これは局長でないと答弁できないのかな。財政課長いるけれども、ちょっと今、この具体的に

は、この一般会計も全部絡んでいるんですが、今の合併処理槽の関係も、補正で大体1,700万円、今回、落としちゃったと思うんですけども、たしか。その中で、見通しというか、当初予算は一つの見通しを入れた予算計上をしますね。

そうしたときに、仮に老朽管の工事をやったり、どこをやったりとか、いろいろ水道局が抱える事業の取り組まれる事業進捗と、あるいは入札等々をやったときの一つの不用額が出ますよね。そういうものの見通しというのが、大方、執行したときにどのぐらい水道局がかかわっている予算の執行状況が管理できるというか、見れる状況になっているのかどうか、その辺はもう決算時でないといけないんですか。

一応、財政課長、財政の形から、大体余り決算額で不用額を出さんよというところで、財政上の運営をいろいろ議論したことがあって、今は大方、大体それが財政当局でも目に見えるようになっていますと、大体そういう流れが見えるようになっていますという一つの答弁をいただいたように記憶しているんですけども、水道局としては、年間を通してのそういう流れというか、大体どういう進捗とか、事業に対するいろんな入札後の、そういうようなものについては把握できるようになっているんですかね。

**○水道局長（岩下満志）** 今のお尋ねの件ですが、予算の確保と確認、あるいは不用額の整理の仕方ということでのお尋ねだと思っております。

その整理の仕方につきましては、当然、財政課一般会計と同様な考え方で来ております。

例えば、年度途中での補正とか、そういったものも当然出てまいりますけれども、そういった全体的な事業費の中で各地域ごとの予算とか、そういったものも組み入れておりますし、そうした全体的な予算で計画していなかった、例えば地域も取り込めるようにとか、そういった予算の使い方、最終的には決算の前に不用額を確認して落とす、そういった流れは、そういうふうにしております。

ですから、全体的な予算を把握しながら、各地域の事業も照らし合わせながら、最終的には決算で不用額が余り多額にならないように調整をしながら事業を進めているというのが通常の流れになります。

ですから、全く一般会計と同じような予算の整理の仕方で来ているというのが現状でございます。

**○委員（上野一誠）** それはわかりました。

大事な部分で、やっぱり年間を通して、仮にこの不用額になったときに、もうちょっとここをしてあげなければいけなかったんだとか、いろんな有効に財政運用をしてもらうことによって、地域のいろんな課題に応えることができるんじゃないかなと思いますから、ぜひひとつその点は、年度内において十分議論しながらやっていただきたいというふうに思います。

**○委員長（福田俊一郎）** 意見であります。

**○委員（持原秀行）** それと、この新しい新規で公共下水道の接続推進事業ということで、非常にやっぱり公共下水道が先に工事として進んでいなかったところで、どうしてもこの先行的に住宅を建てられる方は、どうしても補助地域でなくても合併浄化槽を自腹で入れないといけなかったということで、この128ページの下のほうに書いてあります5人槽から10人槽までの間の補助金を受けられた方との相当な格差があったわけですね。

それからすれば、今度、新たにこういうふうにして1件10万円だということで来ているんですが、3年間の時限ということで、65件の該当があって、3年間でできるだけ接続をしていただきたいという提起なんです、これの普及啓発をされる、こういったような展開をされていかれるのか、ちょっとそこをお聞かせください。

**○下水道課長（須田徳二）** 今回のこの接続補助金の啓発活動につきましては、こちら、市のほうで対象者を把握しておりますので、戸別に入っていきたいと考えております。

委員御指摘のとおり、つないでいただけるんだろうかと、これぐらいの金額でつないでいただけるんだろうかという不安等も我々もないわけではございませんけれども、基本的には、10万円を決めた根拠としましては、合併浄化槽の補助金の市の出す補助金の相当分ということを基準に設定したものですから、もうそれ以上のあれは出なかったということもあります。

こういった形で、一つの手法として持っていつて、またその検証をした上で、次の手を打っていかねばならないんだろうなというふうには考えておりますが、65件対象者がおりますので、

今年、25年度当初は25件を予定しておりますけれども、本当はそれ以上の推進を行いたいんですが、予定として25件をしたところです。

あと、広報等でもお知らせしたり、いろんな手法は今のところ考えているところです。

以上です。

**○委員（持原秀行）** やっぱ戸別に相談に行っ  
て接続のお願いをされるということですが、やっ  
ぱりこれをつけるときに、単独浄化槽をもうつく  
っていませんので、大分合併浄化槽としては低額  
になってきているんですが、それなりのやっぱり  
負担をされているんですね。

だから、国・県の補助があるといっても、市の  
持ち出しは10万円ぐらいだからという考えで来  
られても、なかなかその該当者の人たちは納得は  
されないんじゃないかなという、私はそういう気  
がしますので、そこらあたりもしつかりと1年目  
で取りかかっていたいて、新たな提起とか、や  
っぱりそういうところになっていかないと、ちょ  
っときついような気がするんですが、そういうあ  
とは負担金とか、それらもたくさん出てくると思  
いますから、ぜひそこらあたりのことももう少し  
また検証されるようにお願いしておきます。

**○委員長（福田俊一郎）** 意見でございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めま  
す。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

#### △所管事務調査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、所管事務調査に  
入ります。

当局からの報告はありませんか。

**○下水道課長（須田徳二）** それでは、下水道課  
が所管しております公共下水道全体計画区域見直  
しについて、市の一定の方針が決定しましたので、  
ここで御報告いたしたいと思います。

別冊となっております水道局建設水道委員会資  
料の5ページになります。

12月議会の本委員会においても御説明してお  
りますので、重複する部分につきましては、端折

って御説明いたしたいと思います。

まず、1の要旨であります。

背景及び整備状況等につきましては、記載して  
ありますとおりであります、本文下から4行目  
になります。

現在の全体計画区域1,434ヘクタールのう  
ち未着手となっております1,175ヘクタールを  
整備するためには、これまでと同じ予算規模で進  
めたとしても80年以上の期間を要することや、  
厳しい財政状況から判断しても、非常に困難な状  
況であります。

このような状況を踏まえ、区域内の人口動態や  
合併浄化槽の普及状況等を考慮し、最終的には計  
画目標年次を実現可能なおおむね30年とし、見  
直しを行ったところであります。

次に、2の検討内容であります。

前回、御説明いたしましたとおり、未着手の区  
域1,175ヘクタールを17のブロックに分け、  
経済比較、人口増減、合併浄化槽普及率、整備効  
果及び整備期間等について検討いたしました。

3の見直し結果であります、記載してありま  
すとおり、大きく3点であります。

図面で御説明いたしたいと思いますので、  
7ページをお願いいたします。

新旧対照図になります。

黒い線で囲まれた区域が、現在の全体計画区域  
1,434ヘクタールであります。

緑色で着色された区域が、新たな全体計画区域  
で、うち赤の斜線部分は、平成24年度事業にお  
いて、一部の私道路を除き事業が完了する区域に  
なります。

見直しの内容であります、まず川内川左岸の  
向田処理区694ヘクタールを441ヘクタール  
に縮小し、川内川右岸の大小路処理区740ヘク  
タールを282ヘクタールに縮小するものです。

次に、新たに設定した向田処理区441ヘク  
タールと大小路処理区282ヘクタールを統合し、  
川内処理区723ヘクタールとするものでありま  
す。

最後に、処理場計画であります、現計画では、  
向田処理区及び大小路処理区にそれぞれ処理場を  
整備することとしておりましたが、今回、宮里浄  
化センターに集約することといたしました。

なお、今回の見直しにより、黄色で着色された

区域につきましては、今後、合併浄化槽を推進していく区域になります。

図の左下に新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それと、また資料の８ページは、新たな全体計画区域を拡大し、主要な施設や道路の路線名等を表記したものでありますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

それでは、前に戻っていただき、６ページをお願いいたします。

４は、これまでの経過であります。

前回の本委員会でも説明しておりますが、それ以降、７行目の本年２月７日の第３回審議会において、市の最終案に対し意見集約をいただいたところであります。

５が、第３回上下水道事業運営審議会のまとめになります。

審議会のまとめにつきましては、下水道の必要性、事業の進捗率、国及び本市の財政状況等を鑑み、先ほど御説明いたしました見直し結果が適当とまとめていただいたところであります。

最後に、６の今後のスケジュールであります、平成２５年度中に都市計画決定の変更を行うこととしております。

また、事業計画作成及び県知事協議につきましては、事業着手が前提になりますことから、今後、財政面での協議及び検討を行い、財政運営プログラムとの整合も図りながら進めていくこととしておりますので、現時点では未定であります。

なお、事業実施に当たっては、本委員会でも御意見等をいただいておりますとおり、関係住民の方々の合意形成も図りながら進めていくこととしております。

以上で、公共下水道全体計画区域見直しに係る報告を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（福田俊一郎）** 今の委員会資料も含めまして、所管事務に関する質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** これはもう先ほどの農業集落排水の一つの経験から、経験者として、入来の加入率が５５、あるいは６０というような、本当に事業効果から言っても、やっぱり情けないことだと思いますよ。

当時、やっぱりこれをやるときに、本当に行政

が、言えば、地域住民の一つの理解というか、そういうものを十分得られないままに実行した背景が、これは議会でも十分指摘をしたんですけれども、やっぱりこういう結果になってしまった。

だから、今先ほど御報告のとおり、やっぱりこれらを実行するには多くの財源を突っ込みますので、やっぱりできるだけ事前の住民の理解というものをしっかり固めていかないと、せっかくの投資が無駄になりますので、その辺、十分御尽力をいただくように、ひとつこれは意見・要望をしておきます。

入来は特にそういう経験があるので、やっぱり事業を皆さんに理解していただかないといけない。

**○委員長（福田俊一郎）** ほかにございませんか。

**○委員（持原秀行）** この公共下水道がどんどん進んでいくということで、生活雑排水とか、そちらの浄化につながるということで、非常にいいことなんですよ。

その一つ、甌地域の漁業集落排水とか、合併浄化槽処理をされていない地域なんかは、しっかりと集落ごとに把握されていますか。

**○下水道課長（須田徳二）** 甌島地域につきましては、合併以前から集合処理という形が相当進んでおります。里地域はほとんど全地域されておりますし、上甌地域につきましては、集合と、また単独というのも市町村設置型でされたということで、基本的には、そういった形で旧村時代に全体を把握されて取り組まれていると。あと鹿島地域も、ほとんど全地域されているというふうに考えております。

あと、下甌地域につきましては、集合処理をされているところは、片野浦地区と、あと今現在事業中、今年度まで事業を行います手打地区でございます。

それ以外の地区につきましては、基本、今の市で持っております生活排水処理整備計画というのがあるんですけれども、その中で、あと集合処理が残っている地域は長浜地区だけということで、今のところは、それ以外の地区については、合併浄化槽を推進していく地区ということで考えております。

西山地区とか、あっちのほうとか、青瀬とかというところが、下甌のほうでは、そういった合併処理を推進していく地区ということで、今、市の

計画としては持っているところであります。

ただ、長浜地区につきましては、要望等が出されておりますけれども、先ほどから申していますとおり、住民の合意形成というか、事業完了後の接続率等のいろんなそういうことがありまして、今、中断というか、今、地区でまとめているというところであります。

以上です。

**○委員（持原秀行）** 先般、甕に行ったときに、相当不安を持っておられるというのは、長浜地区の市民の方からそれは聞きました。

確かに、地理的な条件とかがあって、合併浄化槽を入れられないというところも多分あると思います。幅員によっては、非常にどうしてももう人が通るしか行けないというようなところとか、散在していますよね。特に、内川地区、人数、今、住民全部50名以下ですよ。

ですから、私は甕地域においては、離島振興の関係で、もう完全に全てのところになっているもんだというふうに思っていたんですが、先般、行政視察に行ったときには、くみ取りのパイプというんですか、あれがどんどんの尻まで来ておって、車も入らない状況の中であつたもんですから、人口が大体40数名あれば、50人槽を入れれば解決するのになあ。そして、また西の海のほうも生活雑排水がそのまま流れずに、浄化されたのが流れて行って、海岸のほうにも、海水を利用するにもいいなと思ったんですけれども、そこらあたりを、個人のところに合併浄化槽でお願いしますと言っても無理だと思います。

だから、やっぱりどうにかそういう漁業集落ではありませんけれども、そういったような50人槽でどうにかなるわけですから、そういう施策もとれないものかと思ったんですが、できたらやっぱりそういうのを持ちながら、きれいな海にしていきたいにも必要ですので、どうにか考慮されていったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、どういふようなもんですかね。

**○下水道課長（須田徳二）** ただいま持原委員の御指摘なんですけれども、基本的には、市としてはそういう声が上がってきたりすれば、本当、積極的に動いていかざるを得ない。

長浜地区も本来ならそういった形で入っていきたいところなんですけれども、先ほどから申して

いますとおり、行政側で走っていても、最終的に接続される方がいろんな課題があつてできないということになると、それだけ投資しても、また事業効果も上がらないし、当然、海もきれいにならないという結果になるものですから、とはいっても、今、持原委員のほうからありましたとおり、そういった50人ぐらいしか住んでいないところで補助の対象にもならない区域も当然あると思いますので、そういうのを切り捨てていくというわけではなくて、そういうような声が出てくことは、本当、下水道課にとっても、逆に言うと、ある意味ありがたい意見でもありますので、そういったことが上がってくると、当然、全員接続してもらえると形であれば、今言われたような、赤だちの施策も当然検討し、実施していかなければならないというふうには考えております。

以上です。

**○委員（持原秀行）** ぜひ、やっぱり地域の人たちと話し込んでいかないと、そういうのは詰めていかないと、なかなか煮詰まらないですね。

ですから、やっぱり向こうの支所の職員とか、動いてもらう人の協力を得ながら、ぜひきれいな海を取り戻すために頑張っていただきたいと思います。

**○委員長（福田俊一郎）** 意見であります。

質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

以上で、下水道課を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後1時45分休憩

~~~~~

午後1時48分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎） 本会議に戻します。

△建設政策課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次に、建設政策課の審査を行います。

△建設部長の概要説明

○委員長（福田俊一郎）まず、建設部の審査に先立ち、建設部長に概要説明を求めます。

○建設部長（石澤一美）この後、建設部関係の議案等の御審議、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今委員会における審議、議案等について少し御説明させていただきたいと思います。

今建設水道委員会におきましては、建設部関係としまして、一般議案9件と議案第59号薩摩川内市一般会計予算、それから4特別会計予算議案を御審議いただくように考えているところでございます。

まず、一般議案ですけれども、議案第48号で薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定議案から、9件目が、建築住宅課になりますけれども、一般住宅の整備に伴い一般住宅として位置づける議案まで、一般議案9件、それから予算議案としまして、先ほど申しました一般会計予算議案と3地区の土地地区画整理事業に係ります特別会計予算議案、それから平成25年度から新たに設置いたします川内駅周辺地区土地地区画整理事業清算事務特別会計予算議案に係る議案審議並びにそれぞれ各課の所管事務について説明を行い、審議をお願いするものでございます。

以上でございます。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第59号一般会計予算について当局の補足説明を求めます。

○建設部長（石澤一美）済みません、それでは建設部関係の予算関係に入る前に、冒頭、まずお断りさせていただきますが、現在、建設政策課長、本野課長が病氣療養のために、本委員会に出席できません。かわりまして、建設政策課の徳重課長代理が御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成25年度の建設部関係当初予算の総額としまして、52億5,719万8,000円、これは特別会計への繰出金を、重複を除いたものでございまして、対前年度比としまして9.1%の減となっております。

減の主なものとしましては、南九州西回り自動

車道川内限之城道路、川内川大橋に併設します歩道橋、これが完成したこと、あるいは横馬場田崎線のJR九州への工事委託金の減、公営住宅ストック総合改善事業の前倒し実施に伴います減、地籍調査の現地調査が終盤を迎えていることによります減等が主なものでございます。

逆に増もございまして、増の主なものにつきましては、橋梁長寿命化修繕計画策定に伴います増、それから道路維持費の増、中郷五代線用地取得費の増、国道3号御陵下地区電線類地中化工事、無電柱化工事ですけれども、これに伴いますバス停上屋等の施設整備工事費の新規計上による増というのがございます。

平成25年度の施策の目標としまして、引き続き高速交通体系の整備促進、あるいは川内川改修促進によります治水安全度等の向上、それから鹿島上甕線などの県道整備の促進、市の所管します公共施設の整備、あるいは維持管理等を通じまして市民生活の安全・安心の確保、利便性の向上、地域産業の振興等を図っていくこととしているところでございます。

それでは、建設政策課分につきまして、簡単に御説明したいと思います。

平成25年度につきましては、引き続き蘭牟田瀬戸架橋を含みます鹿島上甕線など県道整備の促進、それから川内川改修の促進、南九州西回り自動車道の整備促進のための国・県要望や協議・調整を図っていくこととしているとともに、特に南九州西回り自動車道の阿久根・薩摩川内水引インターチェンジ間の事業化に向けての環境影響評価等の手続について、市としましても協力し、推進していくこととしているところでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当初予算に関する建設部長の概要説明をいただいたところであります。

それでは、先ほどの議案第59号について課長代理からの説明を求めます。

○建設政策課長代理（徳重勝美）建設政策課でございます。本野課長が病気で療養中でありますので、課長代理の徳重が説明いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、平成25年度一般会計予算の歳出に

ついて御説明申し上げます。

予算調書の179ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費2億6,548万6,000円は、土木行政に係る一般管理経費及び国道・県道の整備促進等に係る経費を計上するものでございます。

経費の主な内容につきましては、一般職30人の人件費と、蘭牟田瀬戸架橋などの道路整備要望や総会、会議出席等に係る旅費及びその負担金9件でございます。

負担金は、九州国道協会6万円、日本道路協会3万円、全国海岸協会3万円、県市町村街路事業促進協議会5万1,000円、県市町村社会基盤整備推進協議会36万4,000円、国道267号改修促進期成会3万1,000円、国道328号整備促進期成会1万5,000円、北薩空港幹線道路整備促進期成会5万円、鹿児島・大口幹線道路整備促進期成会2万円でございます。

同じく、予算調書の下の表でございます。

8款3項1目河川管理費164万7,000円は、川内川河川改修促進事業等の要望、会議出席に係る経費を計上するものでございます。

経費の主な内容は、川内川下流改修促進期成会負担金81万9,000円、川内市街部改修促進期成会補助金21万円でございます。

続きまして、次のページの180ページの上の表でございます。

8款4項1目港湾総務費53万2,000円は、港湾整備促進等に関する港湾関係団体への負担金及び総会等参加に係る経費を計上するものでございます。

経費の主な内容は、日本港湾協会10万円、港湾都市協議会1万3,000円、県港湾協会20万5,000円の負担金でございます。

続きまして、下の表でございます。

8款5項1目南九州西回り自動車道建設促進事業費82万2,000円は、南九州西回り自動車道建設促進に係る関係機関との協議調整や要望活動に係る経費を計上するものでございます。

経費の主な内容は、南九州西回り自動車道建設促進期成会15万8,000円、県高規格幹線道路建設促進協議会2万6,000円、南九州西回り自動車道川内限之城道路建設促進協力会補助金38万1,000円でございます。

歳入はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口博文）西回りのことですが、会派代表者の質問でも出ましたが、この前、3月10日、高江・水引間のインターができて、立派なものができておりました。皆さん方の努力のたまものと感謝しております。

これから、水引から阿久根間の環境調査や、いろいろと運動されていると思いますけれども、実は東郷西方港線のところに、前から決起大会をやって、平成18年の10月28日に決起大会をやって、そのときも、藤川から鳥丸、そして八幡、高城麓、城上、吉川、陽成、湯田、西方、総勢480名ぐらい湯田の体育館を借りて、屋内を借りて決起大会をやったわけですが、そのときからずっと地域としてはインターをぜひつくりたいかんといいでみんな思っているわけですが、これから大変だと思いますけれども、そういうことを肝に銘じて、これから運動していただいて、そういう設置ができるように努力をしてくださいますようお願いをしたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）ちょっと今のは、お願い、意見であります。後ほど、またこれについては資料説明もございしますので、そのときにもまた必要であれば、また部長の説明をお願いしたいと思います。

今の提案の議案について何か御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、議案第59号一般会計予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査に

入ります。

当局からの報告はありませんか。

○建設政策課長代理（徳重勝美） それでは、建設計画課の所管事務の説明をいたします。

建設水道委員会の資料をごらんいただきたいと思います。

委員会資料の1ページをお開きください。

南九州西回り自動車道の進捗状況について御説明申し上げます。

今回、南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」の水引から高江区間の延長3.5キロが、3月10日の午後5時から開通いたしました。

今回の開通で、南九州西回り自動車道、総延長140キロのうち供用延長が64.8キロから68.3キロとなり、供用率は約46%から約49%となりました。

高江から都区間の延長6.7キロにつきましては、平成26年度の供用を目標に都インターの改築や宮里トンネルなど、鋭意工事が進められているところでございます。

また、阿久根から水引区間のルートが決まっている未事業化区間につきましては、昨年9月18日に環境影響評価法に基づく方法書の公告縦覧が行われ、今後、準備書の公告縦覧や都市計画決定に向けた手続きが進められていきます。

おおむね3年から4年程度の期間を要すると聞いております。

今後、環境影響評価とルートの都市計画決定がされれば、社会資本整備審議会によります新規事業採択時評価を経て、国土交通大臣が新規事業化の決定をし、事業実施となります。

次に、資料の2ページをお開きください。

今回、供用開始されました水引と高江の両インターチェンジの出入りを示した航空写真でございます。

まず、上が水引側の薩摩川内水引インターチェンジでございます。

インターチェンジの位置につきましては、水引小学校から市外部に約600メートルのところ、高江方面へは赤く表示しておりますラインから進入することとなります。黄色が高江インターチェンジ側からの退出となります。

下側が薩摩川内高江インターチェンジであります。

赤く表示しておりますのが水引方面への進入、黄色で表示しておりますのが高速道路からの退出でございます。

次に、資料の3ページをお開きください。

川内市街部の河川整備の水制工について、説明いたします。

現在、天大橋から隈之城川合流点の川内川の両岸におきまして、国の環境整備事業としまして、水制工の整備が進められております。

これは、洪水時の流速を低下させ、また流れを変化させることによりまして、河床の洗掘を抑制し、河岸の防御を図ることを目的としております。

これらは、上流部から天大橋からJR橋区間の左岸側に2基、JR橋から太平橋区間の左岸側に4基、太平橋から開戸橋区間の左岸側に2基、開戸橋から隈之城川合流点区間の左岸側に2基、また太平橋から開戸橋間の花木地区の右岸側に4基、計14基が完成している状況でございます。

このほか、次年度に天大橋からJR橋区間の左岸側にも水制工が整備されると伺っております。

この水制工の施工は、右下の工事状況でございますが、川底に根固めブロックや袋詰めした玉石を敷き詰めまして、その上に径1メートル程度の巨石を据えつけて盛り上げ、上面部は幅2メートル、長さ5メートルの平ら面になっておりまして、治水上の安全性を高めることや、カヌーやボートなどの搬出にも利用できるようになっております。

次に、資料の4ページをお開きください。

蘭牟田瀬戸架橋について御説明申し上げます。

蘭牟田瀬戸架橋は、平成18年度に事業着手し、おおむね10年の平成29年度完成を目標に事業が実施されております。

事業内容は、鹿島町蘭牟田から上甕町平良までの延長5.1キロで、平成23年度までに、鹿島側では明かり部287メートルや、1号トンネル497メートルは、舗装工等を残して概成しているほか、平良側では、3号トンネル1,674メートルも掘削が完了し、現在、海側の2号トンネル587メートルを掘削中で、2月14日までに約240メートルを掘削し、掘削率約41%でございます。

また、海峡部の橋梁は、鹿島側から第1橋217メートル、第2橋550メートル、第3橋383メートル、第4橋383メートルの4連で

構成されており、橋長が1, 533メートルでございます。

橋の工事につきましては、現在、第1橋217メートルの工事用の仮栈橋が整備されまして、鹿島側から3本の橋脚の工事が進められているところでございます。

また、第2橋550メートルの下部工も工事が発注されている状況でございます。

これで、所管事務説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（福田俊一郎） 今、徳重代理のほうから一連の資料についての説明があったところです。

先ほど、南九州西回り自動車道につきまして橋口委員から意見が出ておりますけれども、部長の答弁があるようですので、部長の答弁を求めます。

○建設部長（石澤一美） 今ほど代理のほうの説明しました資料の1ページのほう、これはもう一目瞭然なんですけれども、見ていただきたいと思います。

薩摩川内水引インターチェンジから阿久根ICと書いてありますが、この区間が環境影響評価の実施中で、17キロございます。

その阿久根ICの左側に鶴川内ICとありますけれども、この鶴川内ICから水引ICまでが21キロございまして、これがまだ事業区間とはなっておりません。

ただ、阿久根ICまでは都市計画決定はされておりますので、これについては、手続上はほぼ終えているんじゃないかというふうに考えています。

ここを見られてわかりますように、この区間だけが事業化されていないということで、これが事業化されないことには、この南九州西回り自動車道について、本来の目的が達成されないということで考えておりますので、私たちもこれについては全力で事業化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（福田俊一郎） 橋口委員、よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（小田原勇次郎） なければ、1点だけ質問をいたします。

先ほど橋口委員もおっしゃった西回り自動車道の件でした。先日は、3月10日に国主催の開通式があり、3月2日は、12月補正で組んだ

140万円の予算で、市主催の記念イベントを開いていただいたところでありました。所管課の皆様方には大変お世話になりました。お疲れさまでございました。

そこで、これは市政の声として、私個人じゃなくて、市政の声として受け取っていただきたい案件がありましたので、ちょっと御質問させていただきます。

3月2日の市主催の開通イベントの際に、鹿児島3区には2人の代議士がおられるんですが、お一人の代議士、いわゆる政権与党の代議士のほうに案内が出されなかったというお話を承りました。

なぜこの質問をさせていただくかと申し上げますと、市長のマニフェストの中に、6-2の項目の中に、今後、こういう国の事業を推進する上において、国・県等と連携を強化したいという市長のマニフェストがございまして。そこらあたりの部分の考え方と比して、今回、そういう御案内のされ方を本当にしたのかという部分の確認と、もう今後、これは市政の声でありますから、鹿児島3区には2人の代議士がおられます。そうしたときに、政権与党の、要するに市の行政がどちらかに偏るのではなくて、私の趣旨としては、その市政の声としては、2人の代議士をうまく活用していく必要があるという理論にのっとっての質問だというふうに御理解をいただきたい。

特に、政権与党が、今、非常に上り調子の政策を掲げておられますので、その政権与党を薩摩川内市の行政は当てにしない連携の仕方でいいのかという部分も含めたところで、部長は回答ができる範囲内でお答えをいただければと思うところがあります。

○建設部長（石澤一美） まず、2名、本市に関係ある、3区というお話が出ました。国会議員の案内につきましては、1名の方に案内を差し上げたところでございます。

理由としては、この開通イベントと言いますのは、市が主催するという考え方でございまして、市としては大々的に行うという考え方を持っておりませんで、市内にいらっしゃる国会議員の方を呼びたいということによるものでございます。

広げますと、参議院議員の方々にも声をかけんといかんと、同じような形になってまいりますので、そういった大々的なことはまず考えていない

ということで、今回、こういうふうにしたところ
でございます。

今ほど、小田原委員のほうから政権与党を活用
して事業を進めると、政権与党ですので、それは
すべきじゃないかというお話でしたけれども、考
え方としては全く我々も同じことでございまして、
今、自民党政権になっておりますので、事業を進
めるためには、政権与党である自民党のほうに、
こういった事業を進めるということについては要
望していかなければならないということで考えて
おりますので、考え方としては一緒だと。

ただ、今回はそういう大きな大々的に考えたも
のではないということだけは御理解いただきたい
と思います。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） 部長の御回答で、概要
は理解をさせていただきたいと思うところですが、
その考え方の中において、例えば市議員は市の
代表であるという考え方、県議員は選挙区を設
けておりますので、薩摩川内市が選んだ県議員
であるという考え方、そして国会議員におかれま
しては、選挙区がありまして、薩摩川内市の代表
ではありませんので、あくまでも選挙区を代表す
る代議士でありますので、そこらあたりを踏み違
えた取り扱いをされると、ひょっとしたら市民の、
これは私じゃないですよ、市民の誤解を招きかね
ない取り扱いになってしまうおそれがあると、そ
ういう声が出てこないような気働きを行政はされ
るべきではないかなと。

だから、趣旨は、こうしなさい、あしなさい
ではないんです。市民の方々が誤解をされないよ
うな、要するに行政は政権与党の力をかりる必要
がないんだなというようなお声が出ないようなス
タンスを、行政側は少なくとも偏らない両方を活
用していくんだというスタンスに立たれた行政運
営が望まれるのではないかなという、一応、老婆
心ながらちょっと発言をさせていただいたところ
でありました。考えは、部長の御答弁で十分理解
をいたしました。

以上です。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めま
す。

委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で、建設政策課を終わります。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後2時15分休憩

~~~~~

午後2時17分開議

~~~~~

**○委員長（福田俊一郎）** 本会議に戻します。

△建設維持課の審査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、建設維持課の審  
査に入ります。

△議案第51号 市道路線の認定について

**○委員長（福田俊一郎）** まず、議案第51号市  
道路線の認定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○建設維持課長（泊 正人）** 建設維持課でござい  
ます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず議案第51号について説明をさ  
せていただきたいと思いますので、議案つづりそ  
の3の51-1ページをお開きください。

議案第51号市道路線の認定についてというこ  
とで、提案理由につきましては、さきの本会議初  
日に部長のほうからございましたので、省略いた  
しますが、本件は、川永野町で県が進めておりま  
す産業廃棄物最終処分場にかかわりますところの  
川永野・無礼線という市道が新たに完成をしまし  
たので、市道路線として認定をしていきたいとい  
うことでございます。

（仮称）エコパークかごしまということで、周  
辺地域の振興事業、県の負担費用を全額で、建設  
整備課のほうで事業を進めておりました。

1枚あけていただきますと、地図が載ってお  
ると思います。

旧3号線から現在整備中のエコパークのほうに  
上がっていく川永野大原野線を起点に、その上の  
ほうの、同じく旧3号線から県酪農業協同組合の  
入り口を通って百次のほうに抜けます川永野百次  
線を終点とする路線で、延長が294.5メート  
ル、幅員が6メートルから13.5メートルとい

うことになります。

12月議会でも、2路線認定をしていただいております。今回の1路線を含めまして、薩摩川内市の市道が2,586本、距離にいたしまして1,544キロ936メートルということになります。

1月8日に部長を委員長といたします認定委員会で現地調査等を実施し、問題ないということで判断をいただいております、もう既に検査も終わりました、地元では供用開始をされている路線でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### △建設部長の概要説明

○委員長（福田俊一郎）次に、当初予算の審査に入ります。

まず、建設部長に概要説明を求めます。

○建設部長（石澤一美）それでは、平成25年度の建設維持課に係ります予算の概要等について御説明させていただきます。

建設維持課の平成25年度予算につきましては、これまで同様、市民の方々からの要望のあります市道の維持補修等について、市民生活の安全・安心を確保するために取り組んでまいりますとともに、ガードレール、あるいはカーブミラーなどの

交通安全施設についても整備を進めてまいります。

また、河川維持補修整備事業や急傾斜地崩壊対策事業につきましても、市民生活の安全・安心の確保という観点から取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

それから、市内の橋梁800カ所について、これまで調査、あるいは点検等を実施してまいりましたが、平成25年度につきましては、これから現実的に補修、あるいは補強を行うための長寿命化計画を策定することとしているところでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### △議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止してありました議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設維持課長（泊 正人）それでは、議案第59号について説明をさせていただきますので、予算調書の187ページをお願いいたします。

8款2項1目道路橋梁総務費で、事業費が9,750万4,000円となっておりますが、この一番主なものは、職員給の12人分というのが一番大きいものです。

それから、道路台帳とか青線・赤線、いわゆる法定外公共物の整理を行います事務嘱託員1名、あるいはいろんな工事を発注するための測量設計をするために、コンサルタント等で勤務をされていた、そういう技術力の高い方を嘱託員として2名採用しております。そういった嘱託員の報酬というものがございます。

それから、昨年もおととしも2件、3件ほどございました道路の管理瑕疵によります事故等に伴います賠償金を支払うための保険に加入をいたしております。

先ほど1,500キロぐらいと言いましたけれども、1キロ当たり780円ぐらいの保険金をかけておりまして、またそういう事故に備えようとしているものでございます。

それから、その下に8款2項1目道路橋梁附帯設備管理費とありますが、これの一番主なものは、

街路灯の電気料でございます。

本年度から、昨年度まで観光課が管理をしておりました市比野温泉街の街路灯、入来の温泉街、あるいは武家屋敷のところ、それから祁答院の砂石温泉あたりの街路灯は観光課がしていたんですが、全部、維持課のほうに移ってきましたので、若干、昨年よりこの電気料の額は大きくなっております。

それから、長大橋、大きな橋、天大橋とか各大橋なんかに水銀灯があるんですが、あの電球が切れたときの修繕ということでの高所作業車を使って、ガードマンもつけたりしないといけませんので、1個変えるのに15万円とか20万円とかかかってしまいまして、そういう費用もここで計上をさせていただいております。

それと、川内警察署前のアンダー部分の排水ポンプの関係とか、それから入来の朝陽から蒲生に抜けます新留トンネルというのがございますが、そこの中の照明料とかの負担金を始良市のほうに支払っているものがございます。

続いて、188ページにお移りください。

8款2項2目道路維持費、維持課の一番メインとなる事業でございますが、道路維持補修の嘱託員が20名。これまで24名だったんですが、本庁間内で1名、樋脇・入来・祁答院で1名ずつ減となっております。

ここでもちの予算ではないんですけども、商工振興課のほうで、25年度、雇用促進の関係で20名の、そういう道路伐採等にかかわります臨時職員を雇い上げるとことで予算措置をされておりまして、その分が建設維持課にまいります。

本庁・東郷で6名、樋脇・入来・祁答院で4名、あと甌島で2名という形で雇い上げるようになっておりますが、これはこの予算が可決された後に、ハローワーク等に申請をするわけですが、地域のほうでそういう方がいらっしゃれば、情報提供いただければ、ハローワークと協議をしながら採用ができていくものだろうと思っております。

それから、道路愛護謝金を計上しております。大体年間440団体の自治会の皆様方が作業されますので、その謝金、あるいは東西自由通路の光熱水費、そして一番大きなものが工事請負費の3億5,000万円、これにつきましては、昨年度よりも5,000万円ほど多いんですが、基本

的に途中の補正をしないというようなことで財政課との協議の結果、例年よりも多く予算措置をされております。

それから、12日の本会議の席で、第7回補正で可決をいただきました舗装整備の2億円と電気工具品の2億5,000万円、これを含めると8億円ほどございます。

先ほどの補正の部分につきましては、部長の答弁にもありましたように、比較的規模の大きな舗装工事、あるいは排水路整備等をやりながら、この3億5,000万円を市民の方からの要望のほうに十分対応できるんじゃないかというふうに考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、原材料購入費ということで、補修班が使いますアスファルト合材、採石等の購入、それと備品購入費で650万円ほどございます。

これは、入来支所の補修班が持っておりますタイヤショベルがもう老朽化をいたしまして言うことを聞かませんので、新しく購入をさせていただきたいというふうに思っているところです。

それから、同じく188ページの下のほう、8款2項3目交通安全施設単独事業費、これにつきましては、例年どおり、ガードレール、カーブミラー、区画線等の設置をして、交通安全の安全度向上に努めていきたいと考えているものでございます。

次に、189ページをお願いいたします。

8款2項4目橋梁維持費、ただいま部長からもありました橋梁長寿命化修繕計画策定業務でございます。

既に詳細点検それぞれ終わっておりますので、本格的に本年度、そういう計画を策定していくということです。

本会議でも、たくさんの議員の方から普通建設費の維持補修費の割合とか、そういう御質問も出ておりますので、十分、財政課のほうと協議をしながら、標準化を図れる策定計画を検討してまいりたいと考えております。

それから、同じく189ページの下のほうですが、8款3項1目河川管理費、これにつきましては、2,800万円ほどございますが、宮里ダムの管理嘱託員、国・県が持っております水門の管理を委託されております水門管理人、水門管理補

助員の報酬、それから河川愛護につきましても、年間270団体ほどが作業をしていただいておりますので、そういったものの謝金というものでございます。

それから、宮里ダムに設置をしてあります水位観測計が故障をしまして、専門的に見てもらいましたところ、もう取りかえないとだめだということで、その取りかえ工事費用等を計上をさせていただきます。

次に、190ページをお願いしたいと思います。

8款3項1目河川施設管理費でございますが、事業費が1,660万円ほどございまして、これはほとんどが河川の寄洲除去、あるいは網津町にございます半崎川の護岸整備を継続的にやっているもの、これでございます。御存じのとおり、今年度から鹿児島県が県の河川の寄洲除去をどんどん今もやっておりますが、そういうことで、市のほうもその支川についてはやってほしいという要望もありますので、できる範囲で積極的に対応していきたいと考えているところでございます。

次が、その下の8款3項1目排水機場管理費でございますが、これは川内川沿いに国土交通省が設置をしました排水機場がございまして、8機場ございまして、その管理人と補助員の計16名の報酬でございます。それがほとんどでございます。

次が、191ページをお願いします。

8款3項1目急傾斜地崩壊対策事業でございますが、事業費3,300万円、家の裏山等の崖のり面の整備をするものでございまして、本来、防災事業でやるんですけれども、非常に要望件数が多くて、現在のところは、被災履歴があったところから先に整備をしていくような、追いついていない状態なんですけれども、県のほうからも、今、北薩地方にはかなりこの事業については採択をさせていただきますので、ことしもできるだけ多くの箇所を行ってきたいということでございます。

それから、県営事業の負担金がございますが、川内小学校裏の日暮地区の県営事業の負担金でございます。

続きまして、同じく191ページの下の方に、8款3項2目河川改良事業費でございますが、これは県単砂防、大きなダムは県営事業で行いますが、流路工なんかを整備をする小さな砂防工事で

ございますが、その10分の1を市が負担をするようになっておりますので、その負担金を計上をさせていただきます。

次に、192ページにお移りください。

8款3項2目特定離島排水路整備事業費、事業費は400万円、委託料だけですが、これは例年、県の内示を待って、6月議会で工事請負費は要求させていただきますので、今回は委託料だけですが、現在進めております里の排水路整備の2年目に係るものと、上甕のほうで、あびきによります被害が出ておりますので、そういうあびきで海水面が上がったときのそれぞれの水路への入り込みがないような招扉とか水門の整備をしているというものでございます。

その下、同じく192ページの下の方の8款4項1目港湾総務費でございます。事業費は6万円でございますが、これは市が管理をしております江石港・桑之浦港の岸壁等に照明がありますが、そういったものの修繕に備えてのものでございます。

193ページをお願いいたします。

8款4項1目港湾排水機場管理費、これにつきましては、里港に流れ込みます荒切川という川がございまして、そこに県が設置をしてあります排水機場があります。その管理人、補助員、あるいはそういうメンテに係る光熱水費とか、そういったものに充てる予算でございます。

その下は、9款1項5目水防費、事業費で32万3,000円、これは市内にあります水防倉庫等が壊れたときの修繕費、あるいは水害に備えたブルーシート、土のう等の購入に係るものと、3,000円とありますが、下東郷水防倉庫の借地料でございます。

続きまして、194ページをお願いいたします。

9款1項6目災害予防応急対策費4,371万6,000円、これは市内各所に設置をしてあります排水ポンプが、大雨によりまして操作をしたときに、それに操作をしていただいた方々への出動謝金、報酬、そういったもの、それから大雨によりまして、道路の路肩、あるいはのり面が崩れたときの崩土除去作業の機械借上料、それと今回は、中福良排水ポンプの発電機が老朽化をしておりますので、その取りかえ工事を計上しております。

また、特別災害復旧補助金ということで、毎年、

家の裏山等が崩れたときの土砂除去に3分の2の補助をしておりますが、これの対応を200万円ほど計上しております。

続きまして、その下の11款2項1目現年公共土木災害復旧事業費3億4,940万4,000円、これは基準雨量に達しました災害が起きたときの公共災害に対する査定、その他実施に向けての費用でございます。

毎年、こういう3億円ほど計上させておりますが、ここ三、四年は、幸いにといいますか、1億円以内の工事費でとまっております。年間17件、16件、その程度でしておりますので、今のところ余り大きな災害が発生をしていないということでございます。

最後に、195ページ、11款2項2目現年単独土木災害復旧事業費、これは先ほどの公共災害復旧工事は60万円以上でないと採択されないわけですが、それ以下のものにつきまして拾えないかということで、市の単独費で路肩の石積みとか、そういったことで対応していこうというものでございます。

以上が歳出でございまして、次に歳入について御説明をいたしますので、49ページにお戻りいただきたいと思います。

49ページの一番上、12款1項1目交通安全対策特別交付金1,700万円、これは道路交通法に基づきます交通違反で県から交付をされるもので、これを利用して、カーブミラーとかガードレールとか、そういうものを設置をしていくものでございます。

その下は、14款1項6目土木費使用料ということで3,116万円を計上しておりますが、本庁、支所別と分けておりますけれども、これはN T T、南日本ガス、九電等の道路占用にかかります歳入でございます。

本年度から、昨年の9月議会で議決をいただきました法定外公共物青線・赤線にある電柱とか電話柱につきましても占用料を取っていくということで、4月から動き出します。

1枚あげてもらいまして、50ページをお願いしたいと思います。

上から3番目に港湾施設使用料とありますが、20万円ございます。これは、上甕の江石、桑之浦港に水産会社が荷揚げ場として占用いたします

ので、そのときの占用料でございます。

それから、5段目の14款1項8目消防使用料2万4,000円は、亀山小学校の先のほうに銀杏木ポンプ場というのがありますが、そこに中越パルプ産の水防倉庫を設置をさせてあります。その使用料等でございます。

その下の土木手数料は、建築許可等で建築設計会社さんのほうが幅員証明とか、市道証明を取りにくるときのものでございます。

その下の15款1項4目災害復旧費負担金1億9,827万6,000円は、公共災害復旧事業の負担金として歳入を充てているものでございます。

その下、15款2項6目土木費補助金2,145万円は、先ほど申し上げました長寿命化対策の国庫補助でございます。

その下には、国から管理を受けております水門等の委託費、あるいは県から受けている水門等の委託費等でございます。

一番最後、雑入の20万円というのがございますが、これは先ほど申し上げました道路の管理瑕疵に伴いまして、専決処分で先にそういう賠償した後に、保険会社から保険料として入ってくるものでございます。

以上で、歳出・歳入についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（大田黒 博）まず歳出で、この188ページの道路維持費、先ほど言われました緊急雇用対策事業で新規で約20名ですか、商工振興課のほうに行って確認したんですが、維持課のほうで募集等をかけるということで、そこでは、富士通とか、そういうところで失業された方々を中心に雇用対策事業だと思っておるんですが、もうちょっと詳しく、どういう方々を中心にするのか、いつごろになるのか、4月になって、これはハローワークを、今の課長の説明では、少しそういう方々がおったら紹介も聞けるのか、4月になって、いつごろの時点で募集をかけられるのか、少し教えていただきたいと思います。

○建設維持課長（泊 正人）本議会の最終日、28日の可決を待って、4月の頭にハローワーク

のほうに申請はしたいと思っております。

20名の12カ月、全て20名12カ月になります。

ただ、採用は、どうしても手続上、4月の後半ぐらいが、早くてもそれぐらいかなと思いますので、逆に二十二、三名になって10カ月とか、その辺はもう自由にできるということでございます。

ハローワークからの紹介状をいただいて、本庁・支所それぞれでしていきますので、もしそういう方がいらっしゃれば、情報をいただければいいと思いますし、本来、そういう富士通とか、そういうものをもとにした雇用対策なんですけれども、そこの方々ということにもならなくてもいいんじゃないかという、逆にそういうそこの方々が来られるのかなという思いもありますけれども、2,000万円ほどございますので、それについては、月15日になります。普通に8時半から5時までということで、ほとんどできたら草刈機を使える方、もちろん早い時期に講習会をしないとけませんので、そういうどこかに集まっていただいて講習会をしたりとか、賃金は6,200円です。補修班と一緒に行動していただくことになろうかと思えます。

たまには、自宅から現場に自分の車で行ったりとかということもあろうかと思いますが、交通事故とか、いろんなそういうことがありますので、十分、その辺は検討したいと思えますし、前に平成21・22年のころにも、ちょっとこれとは趣旨が違いますが、そういう臨時職員の雇用もありましたので、初めてではないですので、うまく回せるとは思っております。

以上です。

○委員（大田黒 博）わかりました。

あと歳入で、49ページの一番上の交通安全対策特別交付金、県からそういうのが来ますよね。我々が一番迷うといいますか、どこに申し出たらいいのかというのがよくわからないのがあるんですけれども、コミュニティ協議会で持っているものがあったり、学校の通学路の関係であったり、財政課長もありますけれども、県から入ってきた分がどういう配分をされて、このカーブミラー等に利用されるのか。

今の課長の説明を聞いてると、維持課のほうが一番、早くできるのかという判断をしたりするん

ですけれども、それはそれぞれに所管、所管で持ちの面があると思いますけれども、我々にわかりやすいように何かないんでしょうかね。

○建設維持課長（泊 正人）要は、どこに要望すれば立てられるかと。それは、もう維持課一本になります。

教育委員会あたりに相談をされても、教育委員会はそういう予算を持ちませんので、うちのほうに、こういう要望がありましたということで、うちのほうで調べて、この予算の範囲でつけていく。

あと、教育委員会、あるいはコミ協、それから交通安全協会が春と秋の交通安全運動期間中に道路診断というのをしますので、その中で上がってくるのが、一番ついていくことになると思います。

県道は、また県でもあるんでしょうけれども、市役所に関しましては、全てほかのところにそういう要望が行けば、維持課のほうで見きわめてするということになります。

○委員（大田黒 博）あと1点だけ、よくわかりましたので、今出ました道路診断がありますよね、年に1回。学校、あるいはそういう方々から上がってきて、横断歩道とか、その診断にかけられて、認定されませんでしたというのが2件あったんです。それで、どうしても危ないから、もう一回出してくれということで、出してあるんですけれども、どういう規定があるのか、ちょっと教えてください。

○建設維持課長（泊 正人）カーブミラーとか、ガードレールというものは、うちの判断で、はい、やります、はい、やりませんというのはできるんですが、横断歩道とか停止線というのは、規制違反になったりもしていきますので、それは公安委員会の判断になりますので、そういう道路診断で提案されれば、まず公安委員会に持ち帰って、本部に上申をされて、そこでもまれてマル、バツとなると思いますので、いわゆる規制がかかるものについては警察ということをお願いしたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員、何かございませんか。よろしいで

すか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、議案第59号一般会計予算の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査に入ります。

当局からの報告はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）これより、所管事務に関して質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、建設維持課を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、休憩いたします。

再開は、おおむね3時5分ということで、よろしくお願いします。

~~~~~

午後2時47分休憩

~~~~~

午後3時 5分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

△建設整備課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、建設整備課の審査に入ります。

△議案第48号 薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第48号薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一）それでは、議案第48号薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する

条例の制定について説明いたしますので、議案つづりその3の48-1ページをお開きください。

提案理由につきましては、記載のとおりで、さきの本会議初日に部長のほうで説明いたしましたので、省略させていただきます。

次のページをお開きください。

あわせて、議会資料の1ページのほうもごらんください。

まず、総合運動公園の全天候型運動広場、サンドームせんだいと言われているところです。使用する遠赤外線暖房機器を市民スポーツ課で5台購入したことに伴い、使用料を定めるもので、その額につきましては、電気使用料と減価償却費の合計額とし、既存の都市公園条例、総合運動公園内の持ち込み器具の使用料及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を参考に積算した結果、1台当たり1時間につき500円とするものでございます。

また、三堂公園につきましては、現在整備中ですが、平成24年4月よりグラウンド等を一部供用しているところでございます。

今年度、照明施設6基の整備が終了することから、使用料を定め供用しようとするもので、使用料につきましては、市内の類似施設の料金等を参考に検討した結果、30分につき550円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第４９号 薩摩川内市普通公園条例
の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第４９号薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一）それでは、議案第４９号薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定について説明いたしますので、議案つづりその３の４９－１ページをお開きください。

提案理由につきましては、記載のとおりで、省略させていただきます。

次のページをお開きください。

あわせて、議会資料のほうは３ページのほうをごらんいただければ、川内川宮里公園のグラウンド部の平面図を載せてありますので、御参考にしてください。

川内川宮里公園につきましては、平成１１年度より川内川河川事務所と一体となり整備を進めてまいりましたが、今年度のラグビー・サッカーコート、図面でいきますと㊸というところになります。この施設整備をもって全ての整備を完了いたしましたので、今回、同施設を普通公園における有料公園施設として設置し、使用料を定めるものでございます。

使用料の額につきましては、他の自治体や民間の類似施設等も含め、調査・検討いたしました。結果的には、ラグビー・サッカーコートにつきましては、丸山自然公園の天然芝コートの使用料との整合をとり、丸山自然公園と同額といたしております。

グラウンドゴルフ場につきましては、コート面積等を考慮いたしまして、ラグビー・サッカーコートの半額といたしました。

区分ごとの使用料につきましては、４９－２ページの下の方表に記載のとおりでございます。

当施設は、これまで整備中ではございましたが、既に供用しており、グラウンドゴルフ場を初め予約制により無料で使用できる状況でした。多くの方々が利用されております。

そのため、今回、条例制定に伴い使用料を定め

たことにつきまして、広報紙等による市民への周知期間や高齢者団体の施設使用料減免申請手続期間等を考慮しまして、施行につきましては、平成２５年１０月１日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（持原秀行）宮里のほうでこういう整備をされて、本年１０月からということになっているんですが、今、高齢者の健康管理とかということで、非常にこのグラウンドゴルフが盛んになってきて、一つには、それに出ていかれるということで、健康保険税の低額化とか、やっぱりそういうのにも、医療費の低額化にも貢献しているんだろうというふうに思うんですが、この減免措置の内容というんですか、今、多分無料だと思うんですが、そこらあたりについて教えていただきたいと思います。

○建設整備課長（四元新一）高齢者団体の施設使用料の減免につきましては、２４年度より実施しているところでございますが、これは高齢介護福祉課のほうで高齢者団体認定書というのを一応発行するようになっております。

薩摩川内市の高齢者クラブ連合会及び当連合会に所属する単位高齢者クラブにつきましては、１０割減免と、実質無料です。

あと、任意の高齢者団体という、３割減免というのがございます。

こちらにつきましては、会員が１０人以上で６０歳以上の高齢者がおおむね４分３以上占める団体ということでございますので、今実際にグラウンドゴルフをされている団体につきましては、いずれかの減免措置を受けられることになるかと思えます。

以上です。

○委員（持原秀行）いろんな施設においても、やっぱり特にこの減免とか、年金生活をされている方たちなんかの要望が強くございますので、ぜひそこらあたりを配慮していただきたいと思えます。

○委員長（福田俊一郎）意見であります。

○委員（小田原勇次郎）１点確認でした。

私の認識では、この宮里の河川公園の整備のほうは一応これで終結という、御説明のとおり認識であるんですが、競技団体等から、万が一、例えば今、これは、この料金だけであれば、昼間使用、要するに昼間の使用を想定した料金体系であるというふうに認識をしているんですが、夜間使いたいとかという、そこらあたりの、例えばあれば河川敷ですから、電気配線とかなんとかという部分は多分難しいのかなと思う部分があるので、夜間照明という部分については、現在のところ、全く構想等、そういう御意見等もないという認識でよろしいでしょうか。

○建設整備課長（四元新一） 今ございました、今の段階では、照明施設を設置するという予定はございません。

照明施設につきましては、今、整備中の三堂公園のほうにも、本年度、整備が完了しましたので、今、現存する照明施設がある広場等、運動場を利用いただければと考えております。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） 大体認識はわかりました。

ただ、一つは、この宮里河川公園のラグビー・サッカー場あたりは、グラウンドゴルフは特にやっぱり御年配の方々が使われるので、日中使われるケースが多いのかなと思われるんですが、ラグビー・サッカー場あたりにつきましては、アマチュアないし高校生・学生あたりが使う頻度が高くなっていくのかなと思ったときに、日中ないし、今度は夜間使用という部分の考え方も出てきませんかというのを想定しての質問でありました。

公法的な部分、要するに工事をもしそれを設置するとしたときには、公法的な部分は可能だという認識でよろしいのでしょうか。

○建設整備課長（四元新一） 設置をするについて公法的なものでどうかという話でした。

ここは河川敷の中ですので、永久構造物というのは基本的には無理です。

設置するとなると、国というか、河川管理者との協議が必要になってまいりますけれども、ちょっとハードルが高いんじゃないかなという気がするの一つ。

それから、もう一つ、これは直接ここに関係ないんですが、宮里についてはコンビニがございま

すよね。あのコンビニには24時間明かりがついているんです。

ところが、明るくなっていいという方もおられれば、やっぱりそれと反対のことを言われる方もいらっしゃるんですね。

したがって、もし万が一、河川法的なものをクリアしてここに照明施設をつけるとなると、周囲の住家、民家の方々への説明というのにも必要になるんじゃないかなと考えておりますので、いろいろと段階、段階を踏まえる必要があるのかなというふうに考えております。

○委員（小田原勇次郎） もう今の御説明で十分です。

一応、現時点では、この施設は昼間の使用を想定した施設であるという認識で、いろいろとあったときには、そういう形で理解をさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第50号 鹿児島本線川内駅構内
350km320m付近の立体交差工事委託に関する基本協定の変更について

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第50号鹿児島本線川内駅構内350km320m付近の立体交差工事委託に関する基本協定の変更についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一） それでは、議案第

50号鹿児島本線川内駅構内350km320m
付近の立体交差工事委託に関する基本協定の変更
について説明いたしますので、議案つづりその
3の50－1ページをお開きください。

あわせて、議会資料の4ページのほうもご
らんください。

市道横馬場田崎線の鉄道アンダー部につきまし
ては、御承知のとおり、JRと協定を締結して、
現在、施工中でございます。

計画に当たっては、十分な事前調査等を実施し
ておりますが、地中のことであり不確定要素が多
く、施工中に発生する事案等も多々あり、その都
度、的確な対応が求められているところです。

当現場におきましても、鋼矢板打設において、
地中に石積みが出てきて特殊工法が必要になった
り、土質の関係で、市街地ということもあり、騒
音・振動に配慮して打設工法の変更を強いられ
たり、また湧水量が多く、常時排水の必要が生じ、
排水処理費も相当かさむことになりました。

あわせて、東日本大震災の影響で資材等の
入手困難により、仮設資材のリース期間の延長等、
さまざまな変更要因が発生したため、当課でも十
分な検討・精査を行った上で、さきの12月議会
において継続費の増額補正をお願いし、御承認い
ただいたところでございます。

今回は、それに基づき、基本協定の契約金額を
変更しようとするものでございます。

変更後の契約金額は、記載のとおり14億
9,393万9,000円となります。

現在、現場におきましては、コンクリートの軀
体を製作中であり、4月ごろには押し込みを開始
する予定でございます。時期を見て、ぜひ委員の
皆様にも現地視察をお願いできたらと考えている
ところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜り
ますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）何て言うのか、増額の予算
をいろいろ議会で議論する中で、私は本当に長年
議員をやっていて、今の課長の説明の道理が一般
的に本当に通るのかというと、私はなかなか理解
しがたいところが多いですね。

言えば、この契約している、これは、契約のこ
こは九州旅客ですか、もう本当に言うままとい
うか、今度も1億3,000万円という一つの変
更額ですけれども、なかなか工法を変える、いろ
いろなそういうことも含めてですけれども、本当
にこういう工事の仕方というか、本当に私は理
解ができないですね。

言うがままに予算措置をしているというふう
にしか受けとめられないので、やっぱりこうい
うところは、課でも精査しながらという御説明
であるんだけど、一般的にはなかなか理解でき
ない部分だと思いますよ。

僕は不満を言うだけのことにしかすぎないの
かもしれないけれども、やっぱりこういう工事
に当たっては、次、どういうふうにできるか
わからんけれども、どういう工事が出てくる
かわからんけれども、いい教訓としてやって
いかないと、もう常に増額、増額、最初から
すると、そういう流れを組んできているので、
やっぱりここあたりは本当僕らは理解が
できない御提案、契約になっていると言
うしか言いようがないんだけど、何か
コメントがあったら言ってください。

○建設整備課長（四元新一）今の上野委員より、
前回の12月議会でも、いろいろとそういった御
指摘をいただきました。

ここの工事を進めるに当たりましては、定期的
にJRとの協議を持ちながら、前回は多分言
ったかもしれませんが、JRの言いなりにな
っていることは決してございません。

JRから示されたものについては、課内でも
ちゃんと協議し、あと施工業者とも話をし
ながら、そこを一応決定しているという状
況でございます。

今回のこの増額につきましても、最終的な
ものまで見込んで、一応、最終的にまた精
算ということになろうかと思います。

だから、今の額を超えることはないとい
うことで最終確認をいたしまして、今回、
一応、こういう形でお願いするところで
ございます。

ここの工法が、今、日向に1カ所やって
おります。非常に珍しい工法でござい
まして、駅の近くでもございまして、従
来の工法ではちょっと難しいという形
での工法をとっておりますので、余り
今までの実績等がございません。施工
業者もかなり苦労しながらやっている
状況でございます。そ

れらにつきましては、十分当課のほうで管理しながら、また打ち合わせをしながら実施しておりますので、最後まで見守っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員（上野一誠） これ、25年度というのは、いつで完成するの。

○建設整備課長（四元新一） 一応、12月末ということで、今、動いております。

○建設部長（石澤一美） この工事につきまして、これまでいろいろと上野委員のほうからも御意見をいただいております。

今ほど課長のほうが説明しましたように、珍しい工法というか、これ物すごく気をつけなければならない工事でございます。

というのは、上を肥薩おれんじ鉄道、あるいはJRの列車、電車、それから新幹線が通っているということで、この工事による、そういった交通機関への影響が少しでもあったらいけないということで、したがって工事期間そのものも、動いている時間じゃないわけですね。影響があるかどうかというのは、一々確認しながら実施しているのが実情です。

したがって、工期そのものも物すごく長くなっているということに加えて、この構造物というのは、道路の幅員自体は14メートルです。それにコンクリートの厚さ、コンクリートの大きな箱をつくって、それを少しずつ押し込んでいくような工事になるんですけれども、その施設そのものをつくるということと、それを押し込んでいく工事、時間的には、少しずつですけれども、押していくような、他に影響がないのを確認しながら押していくようなことになります。

したがって、業者自体もすごく気を使っていますし、我々もそれに合わせて、万一事故なんか起こらないようにということで、気をつけながらやっているのが実情です。

したがって、JR任せということじゃなくて、我々もタッチしながら管理をやっているというのが実情でございます。

そういった気を使っている工事だということは御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員（上野一誠） そういう説明は、これをスタートした時点で、もう当初から聞いているわけ

ですよ。

そういう新幹線が通り、こういう状況になるというのはもう聞いていて、私が言うのは、積算根拠は、こういう専門的な形からすると、都度、都度、そういう形で上乗せていくことが、本当に信頼できる積算根拠になっているかということを申し上げたいんであって、工法的には専門的にやられるわけだから、これ、やってみなわからん、やってみなわからんという工法ではいかんのじゃないかと。

だから、仮に今、これ1億3,000万円、また新たに加えるということになるわけだから、そういう積算根拠を僕は言っているんであって、そんな工法的なことは、専門家だから、もう何回もそういう説明を受けましたよ。上は新幹線が通っていて、ちょっとずつしかやれないというのは、もうずっと説明を受けていることだから。

私が言うのは、途中で一応工法のそういうものを変えたり、変更したり、いろんな流れがあって、一応、見えないところもあるかもしれないけれども、やっぱり専門的な業者であれば、そういうものは一つのプロ意識を持ってやってもらいたいというのが僕らの言い分です。

工法はいろいろ、上は新幹線が通ってやっているというのはわかるんですよ。

これは、前の委員会からも、もうここに始まったことじゃないんだけれども、不透明で見えづらいという指摘はずっとしてきていますので、今、課長がこれが最後だということですが、何か学ぶことは多いと思います。

こういうJRの一つのやるときに、本当にこれからの一つの契約のあり方というのも、非常に危険な状態も伴うことも重々わかっています。だから積算根拠というものがもっと明確にきちっとしていないと、なかなか次またどこかがとかという、本当にどういう工法でやっているかということが、やはり僕らとしては理解しがたいという意味です。

工事そのものは、何回も説明受けていますから、よく理解しています。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△建設部長の概要説明

○委員長（福田俊一郎）次に、当初予算の審査に入ります。

まず、建設部長に概要説明を求めます。

○建設部長（石澤一美）それでは、建設整備課分について御説明をいたします。

まず、一般道路整備事業でございますけれども、これにつきましては、地元から要望のあります市道の整備促進を図りますほか、市長マニフェストにありますように、今後の効率的な市道の整備を行うための基準等を作成していくこととしています。

また、現在、横馬場田崎線につきましては、整備中でございますけれども、川内駅西口駅前広場と横馬場田崎線をつなぐ駅前白和線についても整備に着手することとしております。

それから、新規事業としまして、以前から要望のあります国道３号と唐浜港などをつなぎます市道網津唐浜港線網津踏切の整備に着手してまいります。

公園につきましては、これまで同様、維持管理を行いますとともに、三堂公園、久見崎公園の整備も引き続き実施してまいります。

加えまして、都市公園施設について、長寿命化計画を策定いたしておりますが、平成２５年度からその計画に基づき実際に修繕等を行ってまいります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

△議案第５９号 平成２５年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止してありました議案第５９号平成２５年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一）それでは、議案第５９号平成２５年度薩摩川内市一般会計予算の建設整備課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算調書の１８１ページをお開きください。

６款３項１目農村公園管理費ですが、事業費１，０１６万５，０００円で、市内全域の農村公園の施設管理にかかわる経費でございます。

経費の主なものは、中郷町の天神池公園ほか、農村公園８カ所分の指定管理に伴う委託料です。

次に、８款２項３目一般道路整備事業費ですが、事業費３億５，０８３万３，０００円で、道路新設改良事業及び県営道路整備事業負担金にかかわる経費でございます。

経費の主なものは、職員８人分の人件費のほか、地元より要望のありました市道等の新設改良に伴う経費及び県が施行する川内祁答院線等、県道整備にかかわる負担金でございます。

そのほか、県により建設中のエコパークがごしに関連する周辺地域振興事業費も含まれております。

次に、１８２ページをお開きください。

８款２項３目特定離島道路整備事業費ですが、事業費６００万円で、鹿島地域の市道鳥ノ巣線の道路整備にかかわる測量設計業務委託料でございます。

次に、同目川内地域踏切改良拡幅事業費ですが、事業費６００万円で、国道３号より唐浜海水浴場に行く際に通る市道網津唐浜港線内にある網津踏切の拡幅整備にかかわる測量設計業務委託料でございます。

続きまして、１８３ページをごらんください。

８款４項１目港湾県営事業負担金ですが、事業費８，０００万円で、県港湾整備計画に基づき、県が整備する川内港・里港・長浜港にかかわる負担金でございます。

次に、８款５項２目横馬場田崎線整備事業費ですが、事業費１億７，６９３万９，０００円で、

同路線の九州新幹線及びおれんじ鉄道下の整備につきましては、平成２２年度よりＪＲ九州と協定締結をし、継続費を設定して、現在、ＪＲにて施工中でございますが、それに伴う２５年度分の委託料のほか、駅前白和線に取りつけるための道路整備等にかかわる工事請負費が主な経費でございます。

次に、１８４ページをお開きください。

８款５項２目駅前白和線整備事業費ですが、事業費１億５万円で、現在整備中の横馬場田崎線に引き続き、休止中でございました当路線を平成２５年度より整備いたしますが、春田川にかかる新地橋の仮設橋設置にかかわる工事請負費のほか、用地購入費及び関連する立木等移転補償費が主な経費でございます。

次に、８款５項５目公園管理事業費ですが、事業費１億４，２３３万７，０００円で、市内全域の公園緑地等の維持管理にかかわる経費でございます。

経費の主なものは、向田公園等、市内の都市公園及び普通公園１６８カ所分の指定管理委託料のほか、隈之城川公園駐車場の管理や街路樹等の管理に伴う委託料でございます。

そのほか、平成２３年度に策定しました都市公園施設長寿命化計画に基づき行う、向田公園等の施設整備にかかわる工事請負費や、向田地区かわまちづくり事業に伴う委託料等が含まれております。

続きまして、１８５ページをごらんください。

同目三堂公園整備事業費ですが、事業費８，９１７万３，０００円で、職員３人分の人件費のほか、三堂川の親水護岸及びトイレ等の施設整備にかかわる工事請負費が主な経費でございます。

次に、同目久見崎公園整備事業費ですが、事業費３，０００万円で、県道と川内川に挟まれた部分の敷地造成等にかかわる工事請負費と、特産品販売所の実施設計にかかわる委託料が主な経費でございます。

次に、１８６ページをお開きください。

１１款４項１目現年公用・公共施設災害復旧事業費ですが、事業費１８０万円で、台風や大雨等による災害発生時に、公園施設の破損や街路樹の倒木処理等に対応するための経費でございます。

以上で、歳出についての説明を終わりますが、ここで、本日、委員会資料として配付しております道路・公園の平成２５年度事業実施予定箇所について説明いたしますので、委員会資料の５ページ、６ページをごらんください。白黒印刷でちょっと見づらいかもかもしれません。

本土と甌島に分けて作成しておりますが、この予定箇所につきましては、今回、当初予算で計上している事業について記載してございます。

今後、諸般の事情等により変更になる場合もございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、歳出について終わります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、４８ページをお開きください。

上から主なものについて説明いたします。

１４款１項６目使用料、予算額１，３０３万６，０００円のうち、１００万円は、丸山自然公園ほかの有料公園施設の使用料、１，１０４万円は、隈之城川公園駐車場の月決め２０５台分と時間貸し８２台分の駐車料金です。

１５款２項６目国庫補助金、予算額１億９，３５８万８，０００円のうち、３３０万円は、網津踏切の拡幅事業に伴う補助金、１億５，２２８万８，０００円は、横馬場田崎線及び駅前白和線の整備に伴う補助金、３，８００万円は、公園施設長寿命化計画に基づきます施設整備及び三堂公園の整備に伴う補助金でございます。

１６款３項６目県委託金、予算額２，３００万円は、三堂公園整備の中で実施する三堂川親水護岸整備にかかわる県からの委託金でございます。

１７款２項２目財産売払収入、予算額１６８万６，０００円は、祁答院矢立農村公園のニジマス販売に伴う売却収入でございます。

２１款４項２目受託事業収入、予算額５，５００万円は、県が建設中のエコパークかごしまに関連する周辺地域振興事業に伴う県からの受託事業収入でございます。

２１款５項４目雑入、予算額２７８万８，０００円のうち、１０５万円は、総合運動公園・丸山自然公園等に設置してある自動販売機の電気料実費収入金です。１７０万円は、川内駅西口駅前広場の管理をＪＲ九州との協定に基づき行っておりますが、これに伴う管理受託収入です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口博文）あの網津の踏切、600万円予算組んで調査されますよね。網津の方々がもう何年も前から言われていたんですけども、それにまた新しく福祉施設ができるんですね。あそこは、非常に離合の仕方が難しいと言われるんですが、こういう予算をつけていただいて調査していただくわけですけども、あれが今から調査をして、設計をしたり、そして用地買収をしたり、そういうのができ上がって、工事に着工するのは、完成までどういう工程ですかね。

○建設整備課長（四元新一）今の委員の質問にお答えします。

25年度で一応測量設計をいたします。26年度で工事を実施予定です。だから、単年度で一応終わる予定で、26年度で一応完了する予定でございます。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員、ございませんか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、議案第59号一般会計予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）これより、所管事務に関して質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、建設整備課を終わります。

御苦労さまでした。

△延 会

○委員長（福田俊一郎）本日の委員会は、これで延会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本日の委員会は、これで延会いたします。

次の委員会は、明日15日、午前10時から第3委員会室で開会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会
委員長 福田 俊一郎